

第88回 佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

令和元年6月7日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	横山重明
	上下水道課長	重崎勇人	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (1名)	教育課長	宇多雅弘		
		※午前10時15分 より入場		
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、教育課長より公務のため欠席（後で遅刻に変更）の届けがあり受理しておりますので、報告しておきます。

直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

[13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。私は、2項目について質問を行います。

まず、1項目目は、運転免許返納者等への移動手段確保について、質問を行います。

人口減少や高齢化が進む中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。近年、全国的に高齢者の運転ミスによる重大事故が発生しており、移動手段としての公共交通の充実が切実な課題となっています。高齢者等の移動手段を確保するために、地域公共交通充実について、町長の見解を伺います。

(1)つ目は、運転免許証自主返納支援事業についてです。

返納関係者が、警察と役場でそれぞれ手続きを行うと聞いておりますが、手続きの簡素化の検討はどうかしておりますか。

支援事業は、タクシーチケット1冊12枚つづりと、さよさよサービスチケット1冊10枚セットなどの外出支援サービスから1つ選択したものを1回進呈します。支援事業を利用するきっかけとしての役割はあると思いますが、移動手段の確保のためには支援の充実が必要ではないでしょうか。

(2)つ目にコミュニティバスについてです。

現在、三日月・播磨科学公園都市線と佐用・船越線が、土曜、日曜、祝日、年末年始は運休し、定時路線で業者に委託し運行されています。町等の行事は、土曜、日曜、祝日が多く、参加するための移動手段としてコミュニティバスの毎日運行を求める声があります。土日、祝日にも運行するようにすべきですが、どうでしょうか。

現在2路線で実施されておりますが全町域での運行が必要だと思います。検討は進められていますか。

(3)点目として、社会福祉協議会が運行するさよさよサービスは、地域で隔日運行となっており、毎日運行の声がありますが、検討は進められていますか。

(4)つ目に、福祉タクシー運賃助成事業は、年間3冊まで利用回数制限があります。回数制限を撤廃し利用しやすくするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、この場からの質問とします。よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の運転免許証返納者等への移動手段確保についてのご質問にお答えをいたします。

(1)点目の運転免許証自主返納支援事業についてのご質問のうち、手続きの簡素化の検討はどうなっているのかということについてでございますが、以前は、運転免許証返納手続きを警察で行っていただいた後、役場へ出向いていただき、自主返納支援事業の申請、そして後日、役場から決定通知書を受領した後、チケットを取りに来ていただくという手続きで、警察及び役場へ2度ないし3度お越しいただいておりました。しかし、平成30年1月より、警察署内で免許証の返納手続きと自主返納支援事業の申請を行っていただき、後日、役場のほうからタクシー券及び、さよさよサービスなど選択された1つの外出支援サービスチケットと決定通知書を同封して、簡易書留で郵送をさせていただきます。つまり、警察署内でのみ手続きを行っていただくだけで、手元に希望されたチケットが届くように、手続きの簡素化を図っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、運転免許証自主返納支援事業の支援内容の充実が必要ではないかのご質問でございますが、この高齢者の運転操作での交通事故、先日も福岡で大きな事故が、また、起きておりますけれども、たびたび、そうした事故が起こり、メディアでも大きく取り上げられて社会問題となっておりますが、そういう状況の中で、高齢者の方も交通事故防止の観点から運転免許証の自主返納をされる方が増えております。

しかし、車の免許証を返納されると、これまで自由に外出されていたことができなくなってしまったということで、これまでどおり外出をしていただいていた多くの人と交流をしていただき、元気に毎日を過ごしていただくためにも外出支援サービスということは重要なものであるというふうに、私も考えております。

佐用町では、先ほど申し上げましたように、運転免許証を自主返納された方にタクシーチケット並びに、さよさよサービス、またはコミュニティバスの利用チケットを1冊ずつ提供をさせていただきますが、これは運転免許証を返納した後も、先ほど申しましたように、できる限り外出していただいていた元気に日々の生活を送っていただけるように、佐用町が行っている外出支援サービスの体験をしていただいていた、その後も、引き続いて、このサービスをご利用いただくための利用導入の役割を担っている制度でありますので、現行の支援内容を継続してまいりたいというふうに考えております。

このサービスとしての大切なことは、やはり町が現在行っている交通サービスを将来にわたって安定して運営できる環境を整えていくことであるというふうに考えております。

今後もタクシーチケットやさよさよサービスの使用方法など、きめ細かな説明を行って、住民の皆様方が、この交通サービスを気軽にご利用いただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、(2)点目のコミュニティバスについてのご質問であります。コミュニティバスの土日、祝日運行及び全町域の運行についてということですが、現在、運行しておりますコミュニティバス2路線のうち、佐用・船越線は、もともと民間事業者によるバスが運

行されていた路線でございますが、その廃止に伴い、高校生の通学対策を最優先に考慮して運行を行っているものであります。民間事業者による運行が行われていた当時から、学生利用のない土日、祝日の利用者数は極めて少ない状況でもありまして、現在においても、一般利用者の方の数は非常に少ないという状況が続いております。

また、もう一方の三日月・播磨科学公園都市線につきましても、播磨科学公園都市内の各学校及び西播磨総合リハビリテーションセンターへの通学とか通院対策を主な目的として運行しているものであります。こちらの路線も学生以外の利用は、多いとは言えない状況になっております。

このコミュニティバスのそうした土日の運行、また、全域の運行ということにつきましては、これまでも平岡議員から幾度となく、この一般質問において質問があり、それに対して、これまでもお答えをさせていただいておりますが、佐用町におきましては、コミュニティバスの運行とともに、全町域で、このさよさよサービスの運行を行い、また、地域公共交通の重要な担い手であるタクシーの運賃助成事業を行うことによって交通空白地が生じない施策を実施しておりますので、現在、行っているこうした総合的な交通体系を維持していく考えであり、これを見直すということは考えておりません。これまでも、そういう答弁をさせていただいたとおりであります。

1つの、そうしたコミュニティバスという交通手段に限ることではなくて、利用可能な全ての交通手段に着目をしていただいて、土曜、祝日やコミュニティバスの路線がない地域でもタクシーの運賃助成事業、さよさよサービス、また、鉄道等の移動手段も組み合わせでご利用いただくことが佐用町内の総合的な公共交通維持の確保につながるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、(3)番目の社会福祉協議会が運行する、さよさよサービスは、地域で隔日運行となっている。毎日運行の検討が進められているかというご質問でございますが、このことも、これまでも幾度となく一般質問でも答弁させていただいておりますとおり、佐用町の交通サービスにおいて、さよさよサービス、タクシー運賃助成制度、コミュニティバスの運行など、総合的な交通体系を行っていることは、もうご承知のとおりです。そういう中で、毎日運行を、これまで検討するというような、私が答弁をしたことはありません。今回検討は進んでいるかというご質問であります。検討をするということは、私ももともと考えておりませんので、現行どおりの、この交通サービスを維持をしまいたいというふうに考えております。

次に、福祉タクシー運賃助成事業の年間3冊までの利用回数制限を撤廃して利用しやすくしてはどうかということでございますが、今現在、タクシー運賃助成券1冊12枚つづりで、1,000円で販売をして、1人年間3冊まで購入をいただけるようになっております。

タクシー運賃助成券の平成30年度の購入状況というのは、登録者数が2,763人、人口比で言いますと16.4パーセントあります。そのうち、助成券購入者は656人、登録者の23.7パーセントが実際に購入をされて、利用をされているわけでありまして。また、購入者のうち、助成券を3冊まで利用されている方は、224人、約3割余りの方は3冊まで利用をされております。

タクシーの利用実績を見ますと、平成30年度は、そうした利用者の延べ人数でいきますと1万4,180人、この1年間で利用されておりまして、実際、この利用者の方が1回利用されて、町が、その利用に対する助成する金額は、町として大体年間1,500万円ぐらいのタクシー助成事業で支出しておりますので、1回に1,100円ぐらい助成をしていることになります。そういうことから計算しますと、3冊、36回分全てを利用されたとして、そうした平均で見ますと、年間4万円ぐらいの、その利用者、個人の方に助成をしているという。そうした事業になっておりまして、こうしたサービスというのは、全国的にも、

そんなに多くはないのではないかなというふうに思っております。

また、タクシー運賃助成券の回数というものが撤廃されてきますと、利用者の、タクシーを利用される方は、今、かなり限定されておりますけれども、さよさよサービスや、また、コミュニティバスの利用状況にも、当然、影響が及びます。現行の本町の、やはり地域公共交通施策全般にバランスよく、そうしたサービスを展開をしているという状況から、今後とも、現在の公共交通体系を維持していくためにも、タクシーの助成券というのは、ある程度、制限もする必要があるのではないかとということで、3冊までということで、変える必要はないというふうに思っております。

全町的に見て、効果的で、また、持続的な外出支援サービス事業とするためにも、さよさよサービス事業やタクシー運賃の助成事業、コミュニティバスの運行事業について、それぞれが一定の公平性というものも保ちながら、お互いが存続ができるように、安定して運行ができるように、現行どおりの制度を維持していきたいと考えております。

そういうことで、今後とも、それぞれの交通サービスを、町民の皆さんにはご利用をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問に対するこの場での答えとします。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 一番最初にお答えいただいた運転免許証の返納時の手続きの関係ですけれど、これは、約1年ほど前に、一般質問ではないんですけれど、担当者のほうにも要望があったのでお伝えした経過があります。

その後、平成30年1月から改善されたということ、今、初めて知ったようなことなのですが、これまで手続きに本人さんが行ける場合もありますけれども、家族さんが、大変、返納のために、仕事を休むとか、いろいろと時間をつくるのに大変だという声があったので、そういうことから、簡素化がされたということで、そういうのは、該当者の方は、直接手続きされるとわかると思うんですけれど、一般的に、私も含めてですけれど、そういうのは、周知はされているのでしょうか。そのへん、ちょっとお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） その点につきまして、広報等において、まだ、掲載のほうはさせていないような状況でございます。

ただ、一度、平成30年の1月以降につきまして、こういった予算審議の段階においては、担当課長のほうから、少し、その点については触れさせていただいている点はございます。

ただ、一般的には、今後、公共サービス、公共交通のサービスの広報を、たびたび町広報紙等で年に1、2回は載せておりますので、そういった中に掲載はしていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） この質問を取り上げるきっかけとして、いわゆる傷ましい交通事故が運転者が高齢者だったということで、そういうことが続く中で、高齢者の交通事故について、社会問題になっていると回答されたように、大きな関心事になっており、ただ、高齢者だから運転技術が劣るといふ、単刀直入に、そのように一直線にいくのではなくって、高齢者の続いている事故の関係で識者の方、高齢者安全運転支援研究会というところの方が発言されていることをきっかけとして、ここで紹介させていただいて、高齢者の交通事故についても、また、考えていきたいな。いく機会としたらどうかなと思うんですけど、事故を起こす問題点を1つは、原因として、警察などは、認知機能に問題がある。おかしくなったら免許は返納しましょうということで、そういうことが進められているというのは事実です。

あと1つ、ここで研究会のほうが言われているのが、運転技量をチェックする仕組みがないので、それをチェックする仕組みが必要ではないかと。75歳以上の人に免許を取る時と同じように、運転をしてもらおうとか、高齢者講習会では、講習会だけでは、どんな運転をしても落ちること、免許の更新で落ちることはないという事実があるそうです。ブレーキをかけるのが運転の中で、一番問題だということで、これは高齢者だけに限らずペーパードライバーもだということで、高齢者の場合、いろんな条件があると思いますけれども、人間のエラーを呼ぶ要因がどこにあるのか、高齢者が運転することの弱点とか、苦手にする情報がどうなのかとか、そういう高齢者に対する技術的な弱点に寄り添うような施策をとって、悲しい、そういうような大変な事故が起こらないようにしていく必要があるんじゃないかという提言がありました。

これは、あくまで参考で、私自身も勉強をして、どんどん、これから、ここの佐用などは、特に、車の運転免許を返納したら、あと生活が一変してしまいますので、なかなか返納するきっかけにも、思い切ってやるという上では勇気が要ります。そのために、大事な受け皿として、改めて、これまで何度も質問しているからという回答もありましたけれども、総合的な交通体系をとっている。まあ、確かに、さまざまなさよさよサービスや福祉タクシーやコミバス、それから、姫新線もありますけれども、公共交通に対して、町として、いろいろなサービスをやっているけれども、さらに今やっている事業を、より充実させて安心して免許が返納できる受け皿をつくってほしいというのが、一番の一般質問する狙いです。

ですから、地域公共交通の会議は年1回行われているところですが、今のサービスを維持していくのとあわせて、さらに充実させていくという点で、その会議の、そういう形での会議は持たれているのか、住民のいろんな、その時、その時の声なども反映できるような、そういうことも取り入れて、充実を図ってほしいと思うんですけど、個々に、私も意見を聞きますけれども、町として、そういった利用しやすいように、一つ一つ取り上げるとあれですから、全般的に、公共交通についての住民の声を聞くような取り組みをしていく必要があるのではないかと、改めて、取り組む必要があるんじゃないかと思うんですけど、その点、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 高齢者の方の最近、大きな交通事故、それが認知機能の低下とか、

また、運動機能の低下、そういうことが原因、1つの要因になっているということが報道でもされて、それが社会問題となってきたということなので、ただ、私は、そうは言っても、高齢者の方、みんな運転免許を返納すべきだとか、高齢になって運転している人を非難することはできないと思うんですね。

やはり高齢者じゃなくても、原因としては、いろんな原因で交通事故がたくさん起きています。

今は、メディアのほうも高齢者がかかわる事故であると、余計、それを集中して毎日、毎日報道をするというような状況の中で、高齢者の方ばかりが大きな事故を起こしているように、そういうふうな感じでとられてしまうところがあるんですけども、実際には、全国で、いろんな交通事故、たくさん毎日毎日起きています。そういう意味で、若い人から高齢者、誰もが事故を起こさない、安全な運転に心がけるといふ、この交通安全ですね、これは社会としては一番大事なところではないかと思えます。

ただ、佐用町の地域のような都市と比べて交通機関が少ない、また、いろんな施設が、どうしても、それまでに、距離的にも遠い。そういう状況の中で外出し、また、生活するために買い物をし、病院に診療に行き、かかりという、こういう中で、どうしても交通サービスというものがなくて生活ができない。そういう中で、私は、これ十何年、以前から佐用町においては、他の市町と比較していただきたいと思うんですけども、できるだけ先行して、そうしたサービスをどうしたらいいかということに、いろいろと検討をみんなでしてきて、多くの皆さんの意見も聞きながら、現在の交通体系というものを、法律的な問題もクリアしながら、また、民間業者のタクシー事業者等の皆さんにも、やはり一方では交通タクシー事業という、1つの民間事業として生活されている方にとっては、非常に町が公共交通という形で、現在のようなサービスをすることによって、大きな事業においても影響が出ているわけです。

そういう中で、ぎりぎりのところで、ご理解もいただいて、今のサービス体系をつくっているわけでありまして。

ですから、平岡議員は、今のものを基準にして、それ以上に充実、充実ということをして、ずっと言われますけれども、そうしたバランスのとれた、皆さんの、やはり状況も勘案して、全町域に空白のないように、どこに住んでいても最低の、だから最高のことを求められても、これはやはり財政的にも、また、そうした他の事業者への影響を考えると、これはできない。

しかし、最低の生活ができることだけは、やっぱり行政としての責任としてやらなきゃいかんということで、やっているわけでありまして、そういう意味で、先ほど申しましたように、何度も、これまで何回も同じことを、皆さん、そういう私は説明をさせていただいております。

私の考えというのは、そういうことで変わらないということでもありますので、今が、他の市町、他の地域と比べると、それなりに充実したものができ上っているという、私は、考えをもっておりますので、それはご理解いただきたいと思えます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） ささまざまな支援事業を行う上で、いわゆる国の手続きであるとか、そういうことが必要だということを回答されました。

ちょっと、その点で気づいたんですけども、コミュニティバスが土日、祝日、年末年

始運休していくという点で、国への手続き上、土曜、日曜、祝日、年末は運休しなければならないという決まりがあるのか、そこらへんは、どうなんでしょうか。そこらへんは、別に国との関係ではなくて、町独自の考えであるということなのか。その点、確認ですがお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そんな運行の運休日とか運行日、それは、手続き的には要りますよ。こういう運行しますという申請はしなければなりませんけれども、国が土曜、祝日、日曜日に運行しちゃいけないなんてことは、当然ないことは、平岡議員も十分おわかりだと思いますよね。

ただ、私が国の、そうした許可も要するというのは、これはやはり、運輸局の公共交通の運行においては、例えば、バスにおいても他の路線、そういう手続き的に、ちゃんと許可を得ないとできません。

それから、有償の運行をするためには、それぞれ、もう1つは、民間の交通業者というのがあるわけですね。そういうものを、民間のものを圧迫しないようにというのが、1つ一方にはあるわけです。

だから、交通会議というのをして、そこでは、佐用町がこういうことを、今現在の交通サービスを行うためには、運輸局からも来ていただき、そうした手続きを、毎年、一般の民間業者の方も一緒に寄っていただいて、皆さんに、こういうサービスをしていく、それについての、皆さんの同意というものをいただいて、それによって運輸局に申請をして運行しているわけです。そのことを言っているんで、土曜、日曜とか、そんなもの許可がされとか、そんなことは、常識的に考えていただければわかることだと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 常識的な判断だと思うんですけど、何で、住民の方から、土曜日とか日曜日、何で休むんですかと聞かれたので、役場のほうにお尋ねした経過もあります。その時は、役場のほうで、役場のお休みと、何かあった時に対応ができないから、土日、祝日、年末年始は運休していますという回答を得ております。

ですので、いわゆる町の対応でそうなっているということだろうなという理解はしていたんですけど、手続き上、特に、そういった問題があるということではないというのが常識のことですね。

コミバスで、町長が答弁されたように、佐用町の空白地域をなくしていき、また、いろいろなサービスが、これからも継続できるように、そういうことで、今の現状をこれからも続けていきたいというご回答なんですけれども、特に、コミュニティバスなんか、具体的には以前も交通会議でも出ていましたけれども、昆虫館なんか土日、それから祝日、そういう時しか開かないという施設なので、お客さんが入るのに、実際、町内の方も行かれると思うんですけど、町外の方が公共交通を使って、あそこに行ける方法は、コミバスが土日休んでしまうので、そういう点は、もっと改善したらどうかという声も伺っております。

なので、町民の方の意見もそうですし、町外から、そうした佐用町のそういう施設に來たいという方なども利用できるような、そういうものに充実できたらなというのは、高い望みなんでしょかね。

最低の生活ができるようにということで、充実していると言われるんですけども、そういうことも、ちょっと公共交通会議の中でも諮っていただくとか、また、私が、まだまだ聞けていない声もあるかと思うので、住民の人のさまざまな声を取り入れて、そして、一層充実、具体的に充実が図られるようにしていただきたいと思います。

答弁があればですが。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした施設、町内に天文台もありますし、また、平福のほうの陣屋跡とか、平福の町並み、利神城址、いろんなどころからたくさん、いろいろと来ていただきます。

でも、そのために、現在の地域交通体系というものを合わせてつくっているわけではない。これは、あくまでも佐用町の、まずは町民の皆さんが日々、生活に必要な、そういう交通手段として整備をしてきているということです。それを、観光客の方も使っていたら、それはそれでいいんですけども、少なくとも、今、昆虫館に行っても、鉄道できて、例えば、バスがあってバスで来られる方というのは、何人想定できますか。本当に、昆虫館そのものが、子供たちと一緒に来ていただいて、親と一緒に来ていただいておられます。ほとんどの方は、当然、車で来られます。バスができたからといって、バスを、その方は利用されるわけではありません。

当然、キャンプ場なんかは、特にそうですよね。手で荷物を持って来られるわけでは、ほとんど、みんな、そういう生活をしているわけです。

そのために、交通、そういう土日運行なんかの充実をしたらいいという、あれば、ほかに、たくさん利用される方があって、そうした営業面でもプラスになるということであれば、したらいいですけども、町としても、大きな、やっぱり町民の税金を使っているわけです。公費を投入して運行しているわけですから、どこの町に行っても、そうした施設に全て交通機関があるわけではありません。それは、ないことが前提で、皆さんは、何かを利用して来ていただいているということでもありますので、昆虫館、今、話が出ましたけれども、昆虫館に、そうしたバスがあって、そりゃ月に1回でも1人でも2人でも来ていただければ、それはプラスですけども、そのために、土曜、日曜を必要だということは、これはちょっと、理論的には、私は、おかしいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 利用者の声をよく反映した公共交通の充実を、さらに進めていただきたいということで、1項目目の質問を終わりにして、2項目目の質問を行います。

2項目目は、加齢性難聴者の補聴器購入費用助成制度創設についてです。

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えてい

ます。高齢者が社会で活躍、働いていく時、補聴器は必需品になります。しかし、補聴器は平均価格が15万円と高額で「高くて買えない」と悲鳴が上がっています。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、うつや認知症の原因にもなることが指摘されています。

本来、補聴器が必要な難聴者の補聴器保有率は、欧米では医療と捉えて公的補助制度があり5割近くあるのに対し、日本は「障がい者」として助成対象を絞り込んでいるために14パーセントにとどまっています。

昨年、2018年12月の兵庫県議会では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める意見書が全会派一致で採択され国に送付されています。

独自で助成を実施する自治体も増えてきています。佐用町でも創設してはどうか。町長の見解を伺います。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加齢性難聴者の補聴器購入費用助成制度創設についてというご質問にお答えをさせていただきます。

加齢性難聴は、高齢者にとって最も一般的な感覚障害であり、加齢とともに有病率が高くなる代表的な老年病の1つと言われております。

加齢性難聴はただ「聞こえないから不便」だけの問題ではなくて、聞こえないことから他人との関わりを敬遠するようになり、引きこもりやうつ、認知症の危険因子になるともいわれております。

佐用町における難聴の方への助成事業といたしましては、18歳以下の児童で身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成する軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施をいたしており、原則として、両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、補聴器をつけることにより、言語の習得等一定の効果が期待できると医師の判断があれば、補聴器購入費の助成を行っております。

また、児童以外で難聴の方につきましては、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、もしくは、片側の耳の聴力レベルが90デシベル以上で、もう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方であれば、身体障害者6級に相当する聴覚障害となりますので、身体障害者手帳を取得され、さらに医師による補聴器の必要性が認められれば、基準にあった補聴器購入費の助成を実施しているところであります。

この障害者総合支援法による補装具費支給制度を受けて、補聴器を購入されているのは過去10年間において77の方が購入をされているということでもあります。

もし、加齢性難聴で生活に困っておられる方があれば、まず、障害者手帳の取得について担当課へご相談をいただきたいと思っております。

町といたしましては、当面、障害者支援の補装具費支給制度による難聴者への支援周知に努め、加齢性難聴者の補聴器購入費用助成制度の導入ということにつきましては、これは、また、国のほうでも、いろいろと検討もされていると思っておりますので、国や他市町等の動向を見ながら今後のこれは検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 加齢性難聴者に対する助成制度そのものについては、国なりの動向を見て判断していくということなんですけれど、各自治体でも独自に取り組まれているのは、都市部で、この周辺では、ちょっと私も、よう承知していないんですけれども、できるだけ早く対応することによって、先ほど言われたような社会的なかわりについて、今までと同じように生活が送れるということですから、そういう点で、できるだけ国の制度導入を待つということにとどまらずに、もうちょっと、積極的な対応も進めてほしいというのが、私の期待するところなんですけれど、その点は、先ほどの答弁以上のものはないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 加齢ということで、高齢者になってくると、非常に耳の遠くなられる方が多くあります。私なんか、ちょっと耳が遠くなってきたなという感じもいたします。

ただ、生活に支障が出てくるような難聴になってくると、まず、補聴器を購入する前に、ほとんどの誰もが、やっぱり専門医といえますか、医師の診察は受けられると思うんですね。

そういうことで、その前に町のほうの福祉のほうにも来ていただくということですが、やはり病院に、いろんな形で、皆さん通院されて、いろんな診察を受けられております。だから、医師の専門的な判断が、やっぱりないと、ただ補聴器を、そうした補聴器具を販売しているところの店に行って、初めから補聴器だけを購入するということは、ほとんどないと思うんです。

で、医師のそうしたカルテを持って、補聴器を購入される。それには、先ほど申しましたように、既に制度として補聴器具の補装具としての支援制度というのが、町には前から制定をして助成をしております。そうした、いわゆる難聴も障害者、障害ですから、身体障害者という形で認定をさせていただいて、そのためには、町のほうに、医師のカルテを持ってきていただいて、相談をいただければ、本当に生活上、不便で必要な方には助成ができるようにはなっているわけですから、どちらにしても、例えば、町がそうした加齢による難聴で、ちょっとした軽い難聴の場合でもというような方に対して、医師の診断なしで、ただ、お店だけで購入するというようなことに対して助成していくということは、これは、もし制度をつくったとしても、私はないと思います。

だから、まず、そうした専門医の診察を受けられて、指導を受けて、それによって、目なんかでも、そういうことですよね。目の診察を受けて、医師のカルテを持って調整をして、補装具を決めていくということが、当然、手順としてありますから、そういうことで、ぜひそのへんは、今までも、それを使っていたらいる方もいらっしゃるわけですから、そのへんのことは、町の保健師等、そういう面で相談をいただければと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 役場に相談する上で、医師の診察を受けるとか、そういうことは、当然、最もなことなんですけれども、保健師が相談を受けたとしても、今の助成制度に適用できるというのは、いわゆる先ほど、答弁の中にあつたように、非常に障害6級になるような、そういうものでないと、お話は聞いたけれど、「そうですか。」で終わってしまうんじゃないかと思うんですね。

ですから、世界的に、医療の面で、WHOが言っているのは41デシベル以上からつけるべきだという提言をされているので、それは、まだ、国としては、そういうところまで、及んでおりませんが、そういう、ちょっと聞こえにくくなったような段階から対応できるような、制度に充実していく上で、ぜひ国の制度が、より早く制定できるように、もっと利用しやすいようになるように、町からも働きかけをしていくとか、もちろん、私たちが声を上げていかななくては、もちろんあかんですけれども、そういう点で、頑張っしてほしいなということだけお伝えして、町民の人が相談に来られる窓口としてありますよというのは、わかりましたけれども、ちゃんと、それを受けて対応できるような、特に、値段が高額なので、必要とされた方も、その級に当てはまらない方については、自腹というのか、全額自己負担になりますから、そういう点でも、もっと制度として充実してほしいなということで、これからの課題ではありますけれども、だけど、早急に対応しなければいけない重要な課題だというところまで、町としても認識していただきたいということを述べて、質問を終わります。

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

続いて、2番、児玉雅善君の発言を許可します。はい。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番議席、日本共産党の児玉です。

私は、今回、2点の件について質問させていただきます。

1件目は、昨年の水害の復旧の現状。そして、2件目は、3月から営業を始めていますゆう・あい・いしいさんの現状について質問させていただきます。

まず、この場では、1問目の水害の復旧の現状、これについてお伺いします。

昨夜から雨が降り続けています。いよいよ梅雨入りが近づいたのではないかという感じでございます。

この雨、カラカラの天気が続いていましたので、特に、農家の方にとっては恵の雨、いい雨になったのではないかと思いますけれども、広島の方からのLINEによりますと広島では、現在、大雨洪水警報が出て、避難勧告もあちこちで出ているようです。

昨年7月の豪雨災害では、岡山県や広島県のような甚大な被害は出なかったものの、本町においても大きな被害が出ました。そして、梅雨や台風等による豪雨被害が心配な時期が迫っています。先日、被害のあった場所を、ずっと見てきました。その中で、気になった場所が何カ所ありました。

まず、本位田甲の土砂崩れ現場ですが、フレコンを並べて一応の対策はとられています。肝心の崩壊した斜面はそのままです。大雨が降れば、土砂が流れて、さらに崩れる恐れがあると思います。

次に、末包の太陽光発電所の土砂崩れ現場ですが、崩壊したのり面については地権者の太陽光発電所の事業者が復旧し、町道を越えて貯水池に流れ込んだ土砂の撤去と、町道のガードレールの復旧は、町がすると聞いています。しかし、5月13日現在、見たところでは、全く手がついていません。

さらに、県道上福原佐用線の西山地区についてですが、中国自動車道の山側から出た水が、県道を超えて、水田に土砂とともに流れ込みました。カルバート内に積まれていた資材が水をせき止め、カルバート内の路面をえぐって流れ、さらに、中国道と県道沿いの側溝の間にある排水路が、以前から完全に土砂で埋もれていたために行き場を失った水と土砂が県道を越えて水田に流れ込んだものです。

この件は、山田地区の住民の方から、県道が狭く側溝があり、非常に危険な通学路なので、せめて側溝にふたをしてほしいということをお聞きして、調べていくうちに判明したことです。

このカルバートも県道側からは全く見えないところなので、水が出たというのは、どこから出たのかなということ調べていくうちに、カルバートの状態がわかったものです。

私は、県民局の道路第二課、西日本高速道路津山高速道路事務所にそれぞれ二度足を運び、対策をお願いしました。その結果、津山事務所が県並びに町と協議していただき、側溝のふたは県が、カルバート内の補修は西日本高速道路が、排水路の土砂の撤去は町がする。などの回答を、1月8日に津山事務所の統括課長並びに管理課長が佐用に来ていただき、西山、また山田地区の自治会長をはじめ数名の住民の皆さんとともに、その回答をお聞きして確認しています。

こちらのほうも5月13日現在では、土砂の撤去とカルバート内の資材の撤去は済んでいます。しかし、そのほかは進んでいません。

そこでお伺いします。

1、昨年の水害の復旧工事全体の進捗率はどうなっているのか。

2番目に、全く手がついていない現場はあるのでしょうか。

また、再度、さらに被害の出る恐れのある現場はないのか。

4番に、本位田の現場の地権者は、どなたなのか。

この工事の予定と今後の見通しはどうなっているのか。

6番目に、末包の現場ののり面の工事の主体者は誰か。また、工事の予定と見通しはどうなっているのか。

7番目に、西山の出水を引き起こした大きな一因といえるカルバート内に積まれていた資材、これは、どなたが置いていたものか。

また、排水路はいつごろから土砂で埋もれていたのか。この排水路を見たところ、完全に埋まっていたんですけども、これは水が出て、その結果、埋もれたのではなく、もうかなり以前から埋もれていた状況でした。完全に埋まって、その上に草が生えて、もう完全に地面と水路との見分けがつかない状態になっていました。この排水路の管理は、どこがやっていたのか。

また、9番目に、県の工事ではありますが、側溝のふたの設置についての予定と見通しは、わかりましたらお願いします。

そして、10番目に、西日本高速道路がやる予定になっています中国道の山側の改修とカルバート内の路面補修工事の予定と見通し。こちらのほうをお聞きして、この場での質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの平成30年7月水害の復旧の現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年7月の西日本豪雨災害におきましては、本町におきましても道路、河川、農地、農業施設等の被害が多く発生をしたところであります。

まず、1点目の昨年の水害の復旧工事全体の進捗率ということでございますが、建設課分で災害件数全体112件、道路79件、河川33件を災害として対応をしております。現在施工中と、また、完成を合わせ105件となっております、進捗率は93.7パーセントということでございます。

農地及び農業施設等農林振興課関係では、町施工の現年災害復旧工事23件と町単独災害復旧工事259件及び繰り越ししました平成31年度分15件と合わせて297件でありまして、そのうち292件が完成をしております、進捗率といたしましては、98.3パーセントということになっております。

2点目の全く手がつけていない場所はあるのかということでございますが、建設課分として繰越工事として本年度予定しております7件がまだ未着工となっております。これは、それぞれ河川とか災害の復旧の工事期間が、今現在では、着工できないというような、そういう理由がそれぞれありますけれども、7件は、今年度中に行うということになります。

また、農林振興課分では、年度末で15件ございましたが、地元施工として10件は着手をして、地元都合によって、今、田植え等がされております。そういうことで、稲刈りが終わった後の秋施工ということで、地元で予定されているところが5件、それは地元の都合で、今後の工事予定がされているということでございます。

3点目の再度、被害の出る恐れのある場所はないのかということでありますが、災害発生後、現地調査を行い、それぞれ早期の復旧に努めてきたところではありますが、補助の対象となっても、復旧の工法等検討が必要な場合など、早期の復旧ができていない、できない場合もあります。そういった中で、今、被災後、復旧までの間に、再度、また、被害を受ける、そういう可能性は当然ありますが、現在、繰越事業によりまして、早期の対策工事が完了できるように、建設課、担当課としても努めているところであります。

4点目の本位田の現場の地権者ということでありますが、公図上では、対象筆数が50筆以上、かなり多くの土地、地権者にわかれており、そうした筆数も50筆で、また、その所有者についても複数になっておるという状況であります。耕作されていた農地、現在は、もう荒れておりますけれども、もともと畑という形で耕作されていた農地も数筆ございます。復旧工事の予定は、なかなかこれは立っておりませんので、所有者については、細かくは、把握はできておりません。

その中で、工事の今後の予定と見通しということでございますが、町といたしましては、河川内の土砂流入土の撤去、また、大型土嚢の設置及びゴム引布製起伏堰、ファブリダムですね、これの上に土砂が堆積をして、ファブリダムを損傷したというところがあります。その修繕補修を災害対応として行ったところであります。

農地の復旧につきましては、これは流入土砂の撤去ということになるんですけれども、現在、農地として、筆数、登記上、農地がありますけれども、畑地としても、もう荒れた状態に、もともとあったというような状況ではないかと思ひまして、そういう対応については、町の単独事業、補助事業での復旧となり、地権者の方に復旧していただくという形になりますけれども、現在、農地の、そうした所有者、地権者の方からの要望はございません。

また、山への対応は、災害発生時から光都農林振興事務所の森林2課というところが担当なんですけれども、治山事業の要望をしてきたわけではありますが、光都農林のほうにも、現地も見えていただいて、いろいろと検討をしていただきました。

ただ、同課での現在の回答では、治山工事での対応は、山の崩壊による被害が見込まれ

る、やはり、その下に要件として住宅が5戸以上であるとかいった採択要件があるわけ
あります。当然、川の向こうで全く、そうした人家等には影響がないということであり、
農地については、そうした農地の対応しかできませんので、治山ダムとか、抜本的な工
事をする要件に欠けているということで、この治山事業での採択は困難であるというの
が見解であります。

ただ、そうは言っても、土砂が、今後ともかなり大雨が降るたびに流出してくる。そ
うした危険性は、当然ありますので、何とか対策を、工法とか、工事の内容は別にして対
策をお願いしたいということで、県単独の防災事業で対応ができるかどうか。この点につ
いて、県農林のほうで、今検討をしていただいておりますので、この件については、継
続して要望をしてまいりたいというふうに思っております。

6点目の末包の現場ののり面の工事の主体者と工事の予定と見通しということであり
ますが、この太陽光発電事業者、この末包の旧公社牧場のところで、太陽光を設置して
発電がされております。その太陽光のパネル等と一緒に崩壊をしたということで、この
太陽光事業者のほうで保険会社との協議によって、復旧をするということ、太陽光事
業者のほうで言っておりまして、その復旧作業の保険会社との補償等、また、保険
会社の対応の範囲とかいうようなことが、なかなか決まらないようで、復旧作業の
対応が遅れているという、その連絡は、担当課のほうで受けております。

梅雨時期間近でありますので、早急に復旧を行うように、当然、伝えております
が、これは、事業者のほうで対応していただかなきゃいけませんので、引き続き指
導をしてまいりたいと思います。

また、ガードレール等の復旧につきましては、調整池周辺の土砂や排水構など、こ
れは撤去時に、当然、支障となりますから、そうした必要な土砂の撤去、また、
排水溝などの土砂の撤去、そういうことが終わった段階で、これは当然、町として
ガードレール等は、当然、復旧をする予定としております。

それから、7点目の西山の出水を引き起こした一因といえるカルバート内に積
まれていた資材は誰が置いたかということにつきましては、これは、自治会等にも
確認をしたところですが、自治会においても、非常に古い話になっておりまして、
誰がそこに、そうしたものを置いたかということとは不明で、もう確認するこ
とができません。資材の撤去につきましては、側溝の土砂とあわせて、町のほう
で、その撤去を行ったということになります。

それから、8点目の排水路はいつごろから土砂で埋もれていたかと、排水路の
管理ということですが、この中国縦貫道ができて、もう40年以上になるわけ
です。その中で、先ほど、児玉議員も、どこにカルバートがあるか見えないよ
うなカルバートで、通常、人が通って作業なりに使っている、利用している
カルバートでもありません。そういうことから、カルバートは設置、その
当時されましたけれども、その後、そうした資材が、誰かによって置か
れたりして、そのままずっとになってきたというのが、あの実態、現状だ
と思います。

そういうことで、そこに水が、どんどん入って来て、今度、下流に流れて、
そうした資材なり土砂と一緒に田のほうに流れ出て埋めたというような状況
でありましたので、これは、現場状況から、本当に長年にわたって、当然、
堆積したものと推測をします。

また、管理につきましては、これは、カルバートだけじゃなくって、工
事が完成した時点で、そうしたものは、維持管理等については、当然、
法律的に町に移管されるということで、町が、一応、形の契約上引き
受けたという、移管を受けたという施設ということになります。

また、9点目の県の工事ではあるが、側溝のふたの設置、また、完成の
予定ということ

ですが、光都土木事務所の道路第2課に確認をしたところ、本年度、ネクスコ西日本と維持管理の協定協議を進めて、整次第、工事着工の見込みであるというふうに、県のほうからは伺っております。

最後10点目の西日本高速道路が行う、中国道の山側の改修とカルバート内の路面補修、この予定と見通しということではありますが、ネクスコ西日本の津山高速道路事務所に確認をしたところ、カルバート奥ののり面の補修工事の際に、カルバート内の路面復旧も予定をしているということで、これは、その工事に合わせて行い、一緒に合わせたいということで、本年度中に実施をする予定であるという回答を得ておりますので、ネクスコのほうで、それは実施、やっていただけるものと思っております。

以上で、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） 工事全体の進捗率、こちらのほうは建設課関係、また、農林振興課のほうも90パーセント以上ということで、まあまあ、順調に進んでいるんじゃないかという感じがします。

また、再度被害の出る恐れのある現場ということで、ここでは質問ではなかったんですけども、ほかにも県の関係になりますけども、毎年、奥海で、毎年、雨が降るたびに、道路が冠水する場所があります。川と道路との差が少ない。それと井堰がある。そういう関係もあるかと思うんですけども、これも何回も県に言われていると思うんですけども、なるべく早い解決、工事のほうをお願いしたいと思います。

そのほかにも、出水した現場で、まだ、そのまま手をつかず、一部、フレコンなんか置いているところもあるんですけども、全く、それも置いていない。また、同じ状態になるんじゃないかいう場所も見受けられます。そういったところ、県のほうに、また要望していただいて進めていただくように、工事のほうをお願いしたいと思います。

また、本位田のほうですけども、本当にあれ、今度、水が出ると、また、どんどん、どんどん土が崩れてくると思うんです。このほうも早急に、本当に地権者多いので大変だと思うんですけども、町が主体的に動いていただいて進めていただかないと、ますます、ひどくなると思います。その点、よろしくをお願いしたいと思います。

それと、末包もなんです。これも本当に、どんどん、どんどん土が流れていく。放っておくと、どんどん、どんどん土が流れて、また、太陽光発電の足元をえぐる形になりますので、太陽光発電所自体の被害のほうも、ますます大きくなる可能性がありますので、こちらのほうも業者に強く指導していただきまして、早くできるように、指導のほうをお願いします。

それと、西山の件の排水路の件なんですけれども、これ本当に、今は土砂がのけられて、今後、そういうことないと思うんですけども、今までの長年、土砂、排水路が詰まったままで放置されていた。それと、カルバート内に置かれていた資材、これが大きな原因となっています。こういったひどい現場が、ほかにも側溝が詰まったまま放置されているのは、佐用町内ほかのところでもあるのではないかと思いますので、そういった面の調査もやっていただくようお願いしたいと思います。

そして、あそこの西山のところの県道なんですけれども、本当に狭くて、あそこの側溝に車輪を落とす、脱輪する車が多いそうです。それで、警察で調べてみましたところ、過去5年間に、あそこで、あの路線、あの区間で8件の人身事故が起きているそうです。

この8件というのは、人身事故のみで、脱輪したとか、それから車を傷めたとか、そういった物損事故は含まれていません。そういった危険な道路になっています。その危険な道路を、地元の山田地区の自治会長さんをはじめ、お年寄りの皆さんが、毎日、子供さんたちを引率して学校に通わせています。

そういった危険な状態の通学路を改善するためにも、さらに少しでも早く工事進めていただくようお願いしたいと思っています。

追加の質問なんですけれども、具体的に、本位田と、それから末包、大体の見通しいうものがわからないものでしょうか。わかりましたら、よろしくお願いします。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） その前に、ずっと一つ一つ、現場のこと、お話されたので、山田への上福原佐用線ですね。ご存じのように、あそこの人身事故なんか、かなり多発したというのは、カルバートを越えてから、あそこ非常にカーブがきつくて、非常にそこが狭い。そういう中で、冬場なんかのスリップ事故とか、対向車との接触、そういうことで、本当にあそこは危険なので、これを県のほうに、ずっと早く改良してほしいということを要望して、現在、測量も設計も終わり、用地買収も、大体、今、進んでいるのではないかと思います。

これも今年度から工事にかかっていたいて、かなりあそこ、線形改良も含めてして、改良がされるということでもあります。

ただ、その後の、今、児玉議員が見られたところの直線の部分ですよ。カルバートから西山の方向へ出てきたところ、あそこの側溝ということについて、県のほうもふたをするということで、やっただけであればいいんですけども、ああいう箇所は、もう町内にも、たくさん当然あります。あそこは、そんなに狭く、上の先ほど申しましたように、改良を今度するとこと比べると、一時改良ができております。

県としては、本当は全部を2車線の改良にしてほしいと思いますけれども、なかなか、そこまではできないので、今のカルバートからの山田のほうの集落内、そこを改良して、あとまた、上月方面の福中のほうについても、また、検討していくということをお願いしております。

当面、今、そこの側溝にふたをされるということなんですけれども、ちょっと、ふたをすると言っても、あれ側溝にコンクリートふたができるような、そういう構造にはなっておりませんので、普通のグレーチングで、引っかかりのあるグレーチングでも置かない限り、そんなことはできないのかなという感じもしました。

そこは、私も、ちょっと、あまり県とは協議、話は聞いておりませんが、そういうことで、一番危険なところについては、今年、それが改良工事にかかっていたくという形になりました。

それから、高速道路等の、これ町内ずっと高速道路が南光から金近通って、佐用から西山ずっと通って、上月通ってという、そこには、たくさんのカルバートがあります。当然、普段、生活道路なり作業道として利用しているところは、すぐに人の目がいきますし、必要なんですけれども、当時、山へ行くのにいうことで、要望してつくったようなカルバートでは、全く、もう利用されていないというようなところもありますので、構造物は、当然、ネクスコのほうで、今後の構造物としては、管理していただかないかんのので、通常のそうした管理については、町ということになっておりますけれども、できる限り、そうい

う利用されているところについては、地域の方も見ていただいておりますので、建設課としても、それは把握をしていきたいというふうに思います。

それから、最後のそのご質問の末包のほうも、これやはり、ああした太陽光の設置業者というのが、あれ愛知のほうが一応、今、会社になっています。それについては、きちっと返答は来ておりますので、全然わからないとか、対応しないとかが言っているわけじゃないんですけれども、保険会社と、そういう話ができるからじゃないとできないということで、今、会社のほうで、当然、会社としてもパネルがああいう状態になっておれば、発電のほうにも、支障が出ているわけで、早く直さなきゃいけないということも、当然あるわけですから、それは、そちらのほうに、いつごろできるのか。早くやってくれということについては、また、申し入れをしますし、さらに、それによって、災害が新たに起きると、それは、今後はもう、事業者の責任ですよということは、きちっと念を押しておかないかと思えます。

それから、一番難しいのは本位田のような状態で、土砂が流出しますけれども、下に例えば、集落があったり、耕地、ほ場整備でもした農地があれば、今、対応策が、また、別にあるんですけれども、本当に山だけの問題で、上のほうまでかなり影響しています。上から、かなり上流といいますか、高いところから、土砂が出ているんですけれども、それは、どうしても一番上のほうで、埋めた土地ですね、そのへんが、まあまあ、まず崩壊を起こしているというような状況だと、私は、見てきたんですけれども、ですから、どんどんと、下のほうの一部、深層崩壊まで、どんどん行くような、そんなものじゃなくって、流れているという状態なので、それをとめるだけの下流部に、今、ああして土のうを置いていますけれども、恒久的なものを何か設置するとか、できれば、途中、2段、3段ぐらいでやってくれば、一番いいんですけれどもね。そういうことで、いつごろできるかということなんですけれども、そこは、県のほうに、まずお願いして、県として予算をとっていただいて、対応していただくということになるので、これが町で単費でやっていくということになると、大変な負担になりますし、まずは、県にお願いをしていくということしかない、今のところ思いますので、私のほうから、見通しとか、いつごろまでにできるというようなことは、ここでお話ができるような、現在、状況ではございません。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） そういうことで、ここに限らず災害の復旧、再度、被害の起きることないように、また、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の2問目の、ゆう・あい・いしいの現状についての質問に移らせていただきます。

5月16日に、ゆう・あい・いしいに行き、少しお話をしてきました。

午後1時前でしたけども、10人くらいのお年寄りの団体が、ちょうどお帰りになるタイミングで、ほかにも2組のお客さんがいらっしゃいました。料理も器も大変おしゃれで値段的にも納得のいく、なかなかいい料理だったと思います。

ゆう・あい・いしいさんは、3月23日営業を開始されてますけれども、施設の痛み方が思っていた以上にひどく、また、町が行った改修は、本当に最低限度の改修で、営業開始されるまで、皆さん、大変な苦勞があったようです。

お聞きしましたところ、昼間、少しずつお客さんが来ています。しかし、夜は全くいう状態のようです。使っていただく以上は、長く継続していただきたいと思えます。そこで

お伺いします。

1、看板の設置や、宣伝、また、いろいろな機会での利用など営業の助成をしていく取り組みが必要ではないか。

2番目、施設の改修など、さらに快適な施設としていくためにも、まだ、もう少しの助成が必要ではないでしょうか。

以上の2点、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ゆう・あい・いしいの現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ゆう・あい・いしいは、合同会社ティー・エス・ビーとの間で5年間の町有財産無償貸付契約を締結して、3月に営業を開始をされたところでもあります。

合同会社ティー・エス・ビーは、今回の事業者募集において、石井の豊かな自然環境を生かし、隣接する社会体育施設も利用しながら地域交流も含めた事業の展開を提案をいただいた点が審査会で評価をされ、事業者に決定をしたところでもあります。

4月には、希望されておりました体育館・多目的ドーム・グラウンドの管理委託契約も締結をいたしましたので、飲食店営業に加えて、研修やスポーツ合宿などの宿泊利用客への営業環境も整ったというふうに思っております。

ゆう・あい・いしいとして、1年以上営業を休止しておりましたので、新しい事業者による営業再開の情報が行き届きにくいという、そういう現在、状況は、事業者の方からもお聞きをいたしております。

現在、商工会及び観光協会への加入もお願いをしております、他の会員の皆さんと同様に施設の情報発信、PR等の支援を行ってまいりたいと思っております。

ご質問の営業の助成及び施設改修等の助成についてでございますが、ゆう・あい・いしいの利活用事業者募集に対しては、2社から応募がありました。審査会を開催をして、合同会社ティー・エス・ビーへの無償貸し付けが決定して、12月に町有財産無償貸付契約を締結したところでもあります。

町といたしましては、地域の振興と発展を前提とした募集を実施した観点から、貸し付けに当たっては、営業に必要な相応の施設修繕を実施をしたところでもあります。

また、本町では、学校や保育園の跡地有効活用として、複数の施設を民間法人などに無償貸付けを現在しておりますが、その経営や施設管理に必要な費用は、全て募集時点、契約の段階で、借り受け人の責任ということで、事業を展開していただいているところでもあります。

以上のような状況から、ゆう・あい・いしいにおいても、営業及び施設改修等につきましては、企業努力として借り受け者の責任において取り組んでいただく必要があるというふうに考えております。

ただし、地域の振興を推進する目的達成のため、地域に根ざして、長く継続していただきたいとの思いというのは、当然、同じでありますので、先に述べましたとおり、宣伝やPRといった点につきましては、商工観光課や商工会、観光協会などの情報発信手段を活用して支援に取り組んでいく必要があるというふうに考えており、それは、担当課のほう

にも指示をいたしております。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 児玉君。

2番（児玉雅善君） この前、行った時にお聞きしたら、お客さんの声としてね、あそこに入っていく道ですね、あの国道から県道に、それから、県道から町道に入ってくところが、非常にわかりにくいとおっしゃっているお客さんが多いそうです。

地元の者は、みんなわかると思うんですけども、遠方ですね、他の市町から来られたお客さんが、非常にわかりにくいという声が、かなりあるそうなので、それで、入り口に、国道から県道へ入るところと、それから、県道から町道に入るところ、確かにわかりにくいですけども、あそここのところに看板を設置したい。そういう要望を県に出されましたところ、これは町の建物であったり、それから、町の管轄するものであれば許可は出すんですけども、1民間事業者の場合は、看板等の設置許可が出せないという返事だったそうです。

そこでお伺いしますが、何とか、町のほうの口添えというんですか、それで、県のほうに言っていただきまして、わかりやすい看板を設置していただくという方法は、とれないものか。お伺いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 先ほど、お話のございました看板の件でございますけれども、基本的にはPRとか、PRのための看板の設置とかいったものは、本来は事業者の経営の中でやっていただくというのが原則でございます。

ただし、今、おっしゃいましたとおり、それが県との手続き上、町で申請することによって話がスムーズに済むというような点があるようでしたら、私どものほうも、一度、県と調整いたしまして、費用負担のほうは、当然、事業者負担ということになるでしょうけれども、町のもともとの持ち物でございますので、そういった交渉につきましては、私どもの課で、一度、県のほうとも調整のほうをさせていただくよう段取りを進めてまいります。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

そういう回答いただきまして、また、伝えさせていただきます。

本当に、見ますと、本当にあそこわかりにくい。

それと、夜ですね。夜だと、本当にあれ、さらにわかりにくいと思うんですね。夜間の宿泊のお客さんなんかあるとすれば、今はまだ、夜遅くまで明るいから、まだ、いいんですけども、これから冬場になってきて、暮れるのが早くなりますと、本当にわからない

と思います。

前、議会報告会で上石井の倶楽部へ行った時も、あそこ確か、街灯もほとんどなくて、終わって、帰りに倶楽部の電気消すと、体育館の前に車とめていたんですけれども、そこまで行くのに苦勞するぐらい真っ暗になります。そういった状態ですので、そういった、あそこ街灯があったかどうか、ちょっと記憶あやふやなんですけれども、そういった面の設備、これは地元からの要請もあると思うんですけれども、もし要請が出ればよろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、ゆう・あい・いしさんが体育館とか、そういったものを管理されるということですけども、その利用申し込みなんかも、ゆう・あい・いしさんのほうに、直接やればいいんでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 安東生涯学習課長。

生涯学習課長（安東文裕君） ゆう・あい・いしさんをお願いするのが、体育館と生きがいドームにつきましての受付業務、あと当然、修理等が、ガラスが壊れておるとか、そういうことがあれば、当然、確認していただいて、また、こちらへ報告していただくことになるんですけれども、原則としては、お客さんへの受付業務、そして鍵を渡していただくというような形になります。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） ありがとうございます。

今後とも、本当に先ほど、町長もおっしゃっていましたが、あそこで、借りていただいて、営業される以上は、長く町民の皆さんのためにも利用しやすい、町民の皆さん、そしてほかの地域の方にも利用しやすい施設で、いつまでも続けていただきたいと思いますので、さらにさらにご協力のほうをお願いしまして、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 児玉雅善君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時30分とします。

〔町長「15分で大丈夫です。いつもと同じで」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） 訂正します。午後1時15分からとします。

午前 11 時 38 分 休憩

午後 01 時 15 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

4 番、千種和英君の発言を許可します。

〔4 番 千種和英君 登壇〕

4 番（千種和英君） 議席番号 4 番、千種和英です。本日は、通告に基づき 2 件の質問をさせていただきます。

まず 1 件目、消費税増税に向けた町内商業者への支援制度の周知は。

本年 10 月から、消費税が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられます。消費者はもちろんのこと、事業者にとっても大きな影響が考えられます。今回の増税に伴い、政府は軽減税率制度を定めています。ただ、この制度は非常に複雑であり、町内における零細商業者にとっては、その対策に、大きな労力とコストが必要となります。

ただ、その支援対策として、軽減税率対策補助金やキャッシュレス支払いのポイント還元が予定されています。

軽減税率対策補助金は中小企業・小規模事業者向けの補助金制度であり、今回の増税では、10 パーセントと 8 パーセントが混在し、店側の対応が煩雑になり、その複数税率に対応したレジの購入費の 3 分の 2、上限 20 万円の補助が受けられる制度です。

本日、朝刊にも政府のほうが大きな全面広告を出していた制度でございます。

キャッシュレス・消費者還元事業は、キャッシュレス決済に対応するための決済端末の導入を補助する制度です。また、期間限定、9 カ月の限定ではありますが、決済手数料の補助をする制度でございます。

町内事業者の経営環境が年々厳しくなっている中、今回の制度を活用するのとししないとでは経営に大きな影響を及ぼしかねません。

そこで伺います。今回の支援制度を町内事業者へどのように周知をされていますか。また、その活用及び準備状況はどの程度であると認識をされていますか。

以上、こちらからの質問とし、残り 1 件、また、再質問については、議員席のほうからさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの 1 件目のご質問でございます消費増税に向けた町内商業者への支援制度の周知についてのご質問にお答えをさせていただきます。

千種議員のご質問のとおり、現在、消費税増税に向けた国の支援施策として、軽減税率対策補助金やキャッシュレス・消費者還元事業が実施をされているところでございます。

国の支援に関する町内商業者への対応に関しましては、地域経済振興を図るため、小規模事業者の皆さまを支援し、さまざまな中小企業施策を実施している町商工会を窓口として推進いただいているところでございます。

まず、軽減税率対策補助金についてでございますが、複数税率に対応するべく、国補助によりレジの購入をはじめ電子的受発注システム改修等を支援するもので、現状において

は制度改正も行われ、レジの形態等に応じて2分の1から5分の4までの補助率が設定をされており。

これまで、商工会により、チラシ配布やホームページ、消費税増税関連のセミナー等でのPRを進めていただいております。

ただし、この補助制度は、個人申請及びレジメーカーや販売店等の申請も可能であり正確な導入数は、商工会においても把握はできていないということですが、複数税率対応レジの導入については、精肉店や菓子販売店等を含む食料品販売店はじめ飲食店など、必要とされる事業者においては、相当数、導入されたというふうに向っております。

続きまして、中小規模事業者向けのキャッシュレス・消費者還元事業についてでございますが、当事業は、本年10月から来年6月までの期間限定で実施をされ、キャッシュレス支払いに対して消費者に5パーセントのポイント還元が行われるというものでございます。

また、キャッシュレス支払いに必要な端末機器については、国3分の1及び決済事業者3分の2の負担で、原則個人負担なしで導入できるものでございます。

ただし、キャッシュレス支払いに対応するには、楽天とかラインペイ等々、多くの決済事業者の中から契約先を選択する必要がある、それぞれに支払う決済手数料や入金タイミングがさまざまであるために、導入に慎重な事業所もあるように聞いております。

しかし、千種議員がご指摘のとおり、キャッシュレス化に向けた経済の傾向や消費者ニーズを鑑みますと、キャッシュレスへの対応は、今後の事業経営にとって重要なポイントの1つであることは、商工会と町との協議においても想定をしているところでございます。

商工会では、キャッシュレス関連事業の重要性に鑑みて、5月8日にキャッシュレス決済対応セミナーを開催して、21事業所が受講をされており。

支援制度の周知に関しましては、全商工会員に向けてのダイレクトメールや商工会ホームページ・フェイスブックなどでの情報発信がなされておりますけれども、実際に取り組む事業者は、現在、把握できている範囲内で数が少なく、今後、新たな情報を盛り込んだ2回目のキャッシュレス決済対応セミナーや経理管理上の勉強会の開催をはじめ、支援事業の実施期間に限りがあるために、スピード感のあるPRについて商工会において検討中であり、町といたしましても、広報や防災行政無線、町ホームページなどの有効な活用を考えているところであります。

さらに、事業者の皆様がキャッシュレス決済を実際に体験できるようにデモ機を商工会事務所に置くこともあわせて検討をされており。

以上のとおり、今回の消費税増税に伴う支援制度の周知につきましては、その重要性に鑑みて、商工会と町において調整協議して、丁寧な取り組みを行っていく考えでございますが、期間が限定であるために、スピード感も考慮しながら取り組みを進めてまいり所存でございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 何点か再質問させていただきます。

普段の行政運営では、なかなか使わない言葉等々が多かったので、なかなかしゃべりにくいのかなと思うんですけれども、今回の質問については、本年10月の消費税増税時の支援制度、町内事業者への対応ということについてですが、私自身、危惧しているのは、

もっと広い意味での町内商業者、中小・小規模事業者の経営環境、現在の経営状況でございます。

先日、佐用町商工会の総代会が開催されました。その際には、町長、商工観光課長も来賓としてご臨席をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、こういった事業、商工会が担っておるんですけれども、もう一度、答弁にもありましたけども、確認させていただきますと、商工会というのは、法律、商工会法に基づいて、主に町村部に設立された公的団体。もちろん、佐用町のほうから運営に対して資金も頂戴をしております。

その中で、業務としては、国や都道府県の小規模企業施策、経営改善普及事業等の実施機関となっておりますので、こういったことに対しては、商工会が役割を担っております。

私自身、役員の人として、先日の総代会にも出席をさせていただきましたが、その中の報告の内容で、やはり驚いたのは事業者、加入者数の減少の進行が非常に早いということでございます。

当初、商工会が合併した当時の加入団体事業者数は 649、約 650 ということなんですけれども、先日の報告では 500 を切ってございました。

もちろん、町全体の人口が減少していく環境の中で、事業者が減少するというのも、いたし方ないことかなとも思いますが、商業者、工業者の廃業に歯どめがかかっていないというのが現状でございます。

その現実につきましては、当然、事業者本人、その事業者さんにとっても残念なことでありますし、町におきましても就労機会の減少、また、地域経済の衰退、今現在、町が推進しております観光振興等々についても大切な役割を担っておりますので、そのへんの地域経済の衰退につながるというふうに危惧をしております。

今回の具体的なところじゃないんですけど、まず、そのへんの現状について、どのようなお考えかという件をお示してください。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 通告の内容とは、ちょっと、大きく、商工会全体のお話なので、最終的には関連する、当然、関連することでありますので、答弁をさせていただきたいと思っておりますが、先日も、商工会の毎年の総代会が開催されました。

毎年、私も出席をさせていただきながら、町内の商工業者、今、お話のように、年々、組合員減っていると、ただ、それと同時に、そうした新しい創業支援という形で、町内にもぼつぼつと若い人たちが特にいろんな事業に取り組んで、新しい店も開業されるということも生まれております。

当然、商業、こういう事業につきましては、消費者ニーズに沿って、それを受けて商工会の皆さんが、いろいろと工夫をしながら事業を行っておられるという。それを、行政的に支援していく。それが行政の立場であり、その役割の一番大きなところになっていくのが商工会、これは先ほどお話のように、公的機関として、商工会の運営については、町も毎年運営費という形でも多額の助成、援助をしながら、商工会も職員が経営指導とか、いろいろな制度を、また、商工会の皆さんに紹介しながら、それを活用して、商工会の会員の皆さんの事業が少しでも円滑に、また、発展するように努力をされております。

そういう中で、商工会も、そういう状況ですけれども、これは商工会の商業の面だけじゃなくって、この地域社会の経済の中でも、林業においても、いろいろと質問にもありま

したし、農業においても、そうした後継者不足、それにかかわる人たちの人材不足、そういうのは、もう顕著になっております。

ですから、商工会の現状として、商業者、特に、商業の面で、かなり減少しているというのは、1つは消費者である人口が（聴取不能）。それから、消費者のニーズが、どうしても幅広い都市部に向かっているという、そういうところから町内での消費量が減っていると、これが1つは大きいと思いますし、また、1つは、それに取り組んでいただく後継者が、当然、なかなかないと。頑張っておられる方が、高齢化しているということもあろうかと思えます。

そういう中で、社会というのは、どんどん大きく変化し、当然、今回のような消費税というような、新しい制度なんかが出てきて、それに対する国の施策も都市部と同じように、こうしたキャッシュレス化とか、そうした新しい経済として決済制度も変わってきておりますので、そういうものにも、やはり遅れないように、何とか取り組んでいかないと、ますます、そういう衰退していくということで、こうした取り組みがされているということで、商工業者の方々の御苦勞にも本当に大変だという思いも持っておりますし、また、関係者が、商工会が一生懸命、そういうことでの支援をして、町としても、そこと一緒に、商工会と連携しながら、一緒にいろいろと相談させていただいて、いろんな制度をできる限り活用して、取り入れていただいて、商工者のそうした事業が維持できるように、今後とも支援をしていくと、そういうことが、私の基本的な考え方でありまして。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） はい、すみません。ちょっと、広義な質問になってしまったんですけども、先ほどのもとの消費増税の制度の部分に戻りますと、レジの購入補助に関する問い合わせの状況等々を聞こうと思っていたんですけども、最初の答弁にございました。

直接、商工会に申請じゃないので、明確なことはわからないということなんですけれども、僕自身、個人的にいろんなところを回らせていただいてしたら、まだまだ、導入についての周知がされていない。活用されていないというところが見えてきて、僕、個人的にお知らせはして回っているんですけども、そういったことを、商工会と町当局が、今以上に密に連携をしていただいて周知をしていただきたいと思います。

僕自身、商工会というのを非常に活用させていただいて、お邪魔する機会も多いんですけども、お邪魔した際には、大概、町の公用車がとまって何か打ち合わせをされているので、そのへんの連携はできていると思うんですけども、それが、なかなか末端の事業者の方々へそういった周知が届いていないという現状があると思いますので、さらなるご努力をお願いしたいというところでもあります。

そして、キャッシュレスセミナーに関してでもそうなんですけれども、これも私、佐用町で開催させていただいた時に参加をさせていただきました。

先ほど、答弁でありましたように21事業所、商工会で開催をしております各種セミナー、研修からすると、割と多い参加だったのかなというふうに、僕は認識をしておるんですけども、その中で、参加者にもいろいろ聞いてみたんですけども、やはり本町におけるキャッシュレスの利用率というのは、決して高いように認識はされていない。それが原因で、自分自身の事業には、あまり関係ないのかなというふうに思われているんですが、先ほど、答弁の中でもありましたように、国の支援制度、最初の機械の導入費用は無料です。補助がありますよ。

また、一番大きなのは、やはりお客さんに対して5パーセントのポイント還元がありますよ。佐用町さんも、いろいろ頑張っていたいて、今、商業者のために商品券の発行等々もしていただいているんですけれども、今回のまた、商品券に関しましては、町内の大手量販店も使用可能な、対象になるということですし、このキャッシュレスにつきましても同等でございます。やはり、そういった大手さんが、そういったことに参加をされて、あちらで購入すると5パーセントが戻ってくるけども、町内の小さな個人商店で買うと、それが無いという話になると、ますます衰退の加速度が上がってくると思いますので、やはり、その恩恵を受けられるように、そういったことを、さらなる周知、また、特に、外部のほうから来られるお客さんが見込まれる飲食店、そういったところに関しまして、そういったポイントの還元というのは、大きな武器になろうかと思えます。

10月からの9カ月、来年の前半には終わってしまうんですけれども、それ以降は、まだ、わからないんですけれども、その9カ月間だけをとりましたら、経営から考えると非常に大きな痛手になるのではないかと思います。

そして、それが10月からの開始なんですけど、このセミナーに参加させていただいて学ばせていただいたところによると、申請をしてから、それが活用できるまでに約2カ月かかる。今、6月ですから、7月に申請をしても、7、8、9、すぐに10月のその場になってしまう。10月に増税になったから、すぐにこの制度が使えるわけでもありませんので、各事業者さんとしては、やっぱり準備期間となると、本当に短い時間で、こういった準備をしていかなければならないという切迫した状態の中で、担当課としては、やはり個人の商店さん、事業者さんへ、さらなる周知、また、そういった認識度を高めるような施策というのは、どのようにお考えでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 千種議員のおっしゃいましたとおり、キャッシュレスにつきましては、現在の段階においては、まだ本町においては、それほど普及率が高くないという認識はしているところでございますが、逆にお年寄りなども、非常に高齢化によりまして、お年寄りも増えていく中で、例えば、プリペイドカード性のキャッシュレスなんかでいうと、逆に安心して、この限られた金額の中だけでお使いいただけるというような、逆に高齢者の方にとっても使いやすい制度であるというような、キャッシュレスというものは、そういうある反面、安全な部分も逆にあるのではないかなというようなことも、十分に考える中で、今回のチャンスを利用することで、非常にコストを抑えて対応する準備を整えることができるというところでございますので、この前も商工会と調整をさせていただいたんですが、とにかく商工会さんにも緊急に第2弾のそういった講演、講義というか講習の場を持っていただくと。

それから、それに合わせまして、私どもも佐用チャンネルでございますとか、それから、こういった受付を商工会でやってございますよといった放送を、これを近々に一度入れさせていただいて周知を進めていく以外に、今のところないのかなと。

千種議員もおっしゃったとおり、非常に期間が限られておりますので、あまりゆっくりしたPR期間ございませんから、当面は、そういったところを、周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君）

はい、千種和英君。

4番（千種和英君）

ぜひともお願いしたいと思います。

この消費増税に伴う支援ということで、売り上げの減少というところも危惧しておるんですが、それ以上に、やはり危惧しておるのは、店舗運営をしながら会計処理が非常に大変になる。また、その後の税務申告ですね、そのへんに関しても、非常に小さなお店では負担がかかってくるのが、今回の制度じゃないかなというふうに思っております。

そんな中で、先日、商工会の話をしているので、全国の商工会のほうでも総会が開催されました。5月31日なんですけれども、その記事のほうにも、僕、目を通したんですけれども、実は、そういった商工会の全国のパーティーのほうにでも、通常は経産大臣のほうにご臨席をいただくんですけれども、今回、総理大臣のほうが自ら出席をされて挨拶をされております。

その中で、ちょっと気になったところを紹介させていただきたいんですけれども、政権発足から6年半、中小・小規模事業者の皆さんが元気にならなければ真の日本の経済再生はないと思っております。その思いで、ありとあらゆる政策を実行してきました。5年前に史上初めて、小規模企業振興基本法を制定されております。

そして、その後、今、商工会の窓口にも、表の窓側にも大きく貼ってあるんですけれども、柔軟性の高い持続化補助金というのを制定されております。5年間で500億円。10万件に及ぶ生産性の向上への努力を応援されております。

この補助金、ちょっと、説明させていただきますと、今朝の午前中の質問にもありましたように、看板が立てたいんだ。でも、やはり経営的に看板の費用って大変ですよっていう話になった時に、ここに看板を立てることによって、集客性が向上するということに対して3分の2、上限50万円というような補助が、比較的使いやすい制度として制定されております。

私が、勤めている会社は、ちょっと雇用者の人数が大きいので、この小規模事業者に入らないので活用はしていないんですけれども、佐用町でも周辺では、いろんな事業所さんのほうが活用されております。また、広く県下でいろんな経営者と話をしても、非常に活用のしやすい補助金ということで、こういった形でされております。

また、この議会のほうでも、昨年、可決をさせていただきましたけれども、設備投資時の固定資産税の免除というような施策もできていますし、先ほど、町長の答弁のほうでもありましたように、やっぱり次の跡継ぎという問題では、こういった事業をやる中において、消費税増税以前に、やはり事業承継というのが大きな課題となっております。

そんな中で、先ほどの安倍総理の話なんですけれども、ちょっと紹介させていただきますと、小さな建設会社の経営者の息子さんは、もともとサラリーマンだったのですが、地域のために頑張ってきたお父さんの姿を見て、廃業させるわけにはいかない。従業員もいるし、事業承継を決意したそうであります。お父さんも、すごく息子がやっとな継ぐ決意をしてくれた。喜んでいたそうです。しかし、銀行から、その息子さんに借入金の個人保証を求められたそうです。そうすると、息子さんの家族が猛反対し、奥さんは保証人になるなら離婚も考えると言われたそうです。それぐらいな勢いだったため、残念ながら息子さんは事業承継を断念したというような事例もございます。

この町内にも最近、建設業等々でも、この機会に帰って来て継ごうかという方もいたんですけれども、そういった中で、こういった問題がなかったので事業承継ができたんですけれども、こういった制度を活用する中で、こういったことも、やはり追加で消費税増税の対策以上に、こういった本当に喫緊な課題がたくさんあり、国を挙げて、こういった制

度で支援をしていますので、こういったことの、やっぱり周知も合わせてお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 千種議員がおっしゃいましたように、持続化の補助金とか、このへんは、私も、ちょっとこれは県の連合会のほうからお聞きしたんですけれども、佐用町内では、もうちょっと積極的にお使いになってもいいんじゃないですかというようなお話も耳に入っております。

それから、事業承継につきましても、これは非常に各会議に出るたびに、非常に問題になっておりますし、商工会青年部さんも、確かに、私が初め担当させていただいたころは50名を超えるような部員さんが在部されておったんですけれども、現在ですと40名を切り込んでいるというような状況もなっております。

そういった部分からも、佐用町も長年後継者育成事業ということで、商工会青年部女性部さんに助成はさせていただいているんですが、そういった事業も、もうちょっと商工会さん等々と、会員の皆さん等々と協議する中で、さらに有効な活用の仕方なんかも考えていく必要があるのではないかなど。

ただ、PRにつきましても、先ほどの、初めに千種議員がおっしゃいましたキャッシュレスとかレジ、そういったものの対応が、非常に急がれますので、当面、お客様の目線がそれないように、そこへ集中できるように、当面は、それに集中してPRをさせていただくほうがいいのかなどというふうにも考えてございます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） ぜひ、そういった対応をお願いしたいと思います。

そして、消費税の軽減税率の、これが10月に始まって、9カ月ぐらいの制度があるんですけれども、実は、その次にも、また、すごく大きな制度改正が待ち受けてございます。

これ、インボイス制度というんですけれども、日本名で言いますと、適格請求書と言います。

先ほど言いましたように、8パーセントと10パーセントの税率が2つになってございます。

そうやってきた時に、零細企業者さんは、なかなか、そういったことが明確に提示できない。このインボイス制度は何かと言いますと、そういったことが、きちりと明確に書いた請求書、納品書、見積書じゃないと取り引きができなくなりますよ。しにくくなりますよという制度が、そのすぐ後に待ち受けてございます。

その中で、非常に心配しておりますのが、このインボイス制度というので難しいのが、今現在、消費税の課税業者さんというのが、年間売り上げが1,000万円を超える方で、登録した方が課税業者として取り扱いをされております。

ですから、1,000万円以下の小さなといいますか、個人でされている、あまり売上額が大きくないところは、非課税業者、消費税の非課税業者として営業が、今、できているわけですが、実は、このインボイスという制度が導入されますと、今度、その方が大手の課

税業者さんに納入をするだとか、小さな建築会社さんで、この非課税の業者さんが大手さんから仕事を受けるという話になった時に、その大手の仕入元であったり、大手の仕事の発注先からすると、その消費税の減税部分の恩恵を受けられないということで、これ今、ずっと調べますと、これ取り引きをとめられる。また、下請けを、仕事の依頼が来なくなるというような制度も、もうこれ準備されて、消費増税の後、すぐにこれが運用されるように聞いております。

実は、僕、心配しているのが、自身の事業になりますけれども、何回もここで言いましたけれども、野菜を集めて販売をさせていただいております。私の勤務先は課税業者なので、消費税をいただいて、その消費税を納めさせていただいておりますが、佐用町の高齢者の方から野菜をお預かりして販売させていただくのは、これ仕入行為になってございます。その方にも消費税をつけてお返しをしているんですが、この制度が適用されると、その野菜を小さな単位で出されている方が課税業者じゃなければ、全てそれが、弊社のほうに消費税としてかかってくる。

これ何かと言いますと、うちの業者で、ちょっと考えてみたんですけれども、それ以外に、町内の直売所等々においても、一般の方々が非課税業者の中で納入して、直売所さんが販売をした時に消費税を、仕入消費税の分を考えずに、全てかぶらなければならなくなるというふうに、本当に経営的に大変な制度ですので、こういったことも2年先からするという形で告知がされているんですけれども、こういったことも、また、勉強しながら、事業者さんだけでなしに、町営のいろんな施設もございます。そういったところも、あらかじめ、こういったことを比較検討、また、勉強、学びをしておく必要があるんだと思うんですけれども、ちょっと難しく長いこと言いましたけれども、そのへんいかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 先ほど、千種議員にご説明をいただいた件についてでございますけれども、本当におっしゃるとおりでございます。直接、一般の事業者の方だけの問題ではなしに、町がかかわっております各施設、こういったところも、もうそろそろ準備を始めないと、割合、1年、2年ってすぐに過ぎちゃうものですから、そのへんのところも踏まえまして、商工会との調整も含める中で、町関連の施設におきましても、早々に関係各課と調整をとりながら、準備を進めていく必要があるかなというふうに感じているところでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 心強いお言葉ありがとうございます。

ぜひとも、地元の小規模事業者さん、また、町が経営されている関係機関も準備をいただきたいと思います。

答弁の中にありました、その中には、佐用チャンネルを活用する。ホームページ、防災無線を活用するというような話もありました。この佐用町内には、そういった地域メディア、地域インフラが整備されておりますので、ぜひ有効に活用させていただいて、事業者の

力になれるような策で進めていただきたいと思います。

この件に関しましては、以上とさせていただきます。

2件目の質問でございます。佐用町南光ひまわり祭りの事業計画は。

先日、開催されました全員協議会において報告を受けましたが、関係者、また、住民の皆様への、このテレビ放送を含めた報告の意味でも、再度、伺わせてください。

本年度の佐用町南光ひまわり祭り、近年天候不良が続き来場者数が減少傾向にあります。が、今年の栽培計画とひまわり祭りの事業計画はどうなっているのでしょうか。

特に気になるのは、地域の皆さんによる栽培面積・栽培本数が減少傾向にあると聞いておりますが、その現状は、どうなっているのでしょうか。また、その対策をどのように考えのでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目のご質問でございます。佐用町南光ひまわり祭りの事業計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

既に、先の全員協議会でも、今年の計画を、ご報告をさせていただいておりますけれども、今年も例年のような形で、今、計画をして、それぞれ農家の方々に種をまいて、その後の今年は天候が、雨が少なかったものですから、播種もよく、非常に、今、順調に育っているというふうに聞いております。

ひまわりの栽培は、平成2年度に中三河地区で最初に始まったということで、今年で、ちょうど30年の節目を迎えます。長年にわたり、ひまわり栽培をされてきた栽培農家の皆さんをはじめ、関係の皆さんのこれまでの御苦勞に、改めて、感謝と敬意を表したいと思います。

本年度のひまわりの栽培計画につきましては、7月4日開花予定の宝蔵寺地区から始まり、漆野の段、それから、林崎、東徳久、次に、西下野、最後に、漆野の本村の順で、8月11日、日曜日までの1カ月間余りの開花期間となる予定で、5集落6地区での栽培計画となっております。

また、ひまわり祭りの事業計画は、南光スポーツ公園周辺で7月13日、土曜日から7月28日の日曜日までの16日間で開催する予定といたしております。

開催期間中は、林崎・東徳久地区での世界のひまわり園やひまわり迷路の公開、物産販売テント村での地元農産加工品等の販売、ミニS L乗車会など地域をはじめ各種団体のご協力のもと、ことしも、いろいろな催しを、予定をしているところでございます。

最終日には、ひまわり畑の30周年と令和元年を記念して、より一層盛大な花火大会を開催するために、地元東徳久地区をはじめ商工会をはじめ観光協会などで計画を進めているところであります。

今年度の特徴的な取り組みといたしましては、ひまわり畑30周年記念ということで、お客様に缶バッジを、これも数限定ではありますが、各地区において配布するほか、YouTubeによる情報発信を計画しており、入込客数の増加につなげていきたいと考えております。

また、最終日の花火大会は、先ほど申し上げましたように、ひまわり祭りが始まって、ちょうど30周年という記念、節目の年でもあり、また、今年、令和の時代が始まる元年という大きな記念、節目の年、そうしたものを記念して、例年以上のにぎわいとなるよう、花火の数も増やして、商工会及び観光協会が盛大な花火大会ができるように、検討が

進められております。

栽培面積・本数の現状でございますが、本年度、町全体の栽培面積は 21 ヘクタールで、約 107 万本のひまわりとなりまして、昨年の 21.7 ヘクタール、110 万本に比べますと、若干、少し減少しているというような状況です。

現在の生育の状況ですが、播種期、種まきの時期につきましては、ゴールデンウィーク前半の雨によって、漆野の段地区の播種が 1 週間延びましたが、後は、天候に恵まれて、各地区で、ほぼ予定どおりの播種がされており、その後の発芽も順調であり、生育も順調に生育しているというふうに見ております。

栽培地区が、現在の 6 地区になった平成 24 年度以降の栽培面積は、米の需給見通しによって国から示された生産数量目標より転作率を算定し、作付面積を設定しておりましたので、多少の増減がございましたが、24 ヘクタール前後となっております。

しかしながら、平成 30 年産から、この生産調整制度が廃止をされて、米の作付け面積に係る制限、強制力はなくなったわけであります。

かわって、県が示した生産目安を参考に、農家自身の判断により、米の作付が自由に来るようになったため、ひまわりの栽培農家は、炎天下での間引きや土寄せといった重労働を敬遠し、管理作業が比較的少ない米の栽培に、若干移行されたために、直近 2 年間のひまわり面積は、少し減少の傾向となってきたところであります。

特に、集落営農組織による栽培管理でなくって、個人で管理作業をされている地区の栽培面積が、減少をしております。

来年度からは、西下野地区では、今、ひまわりの栽培はしないというふうなことが決められたということも聞いております。

栽培面積の減少の原因といたしましては、先ほど、申しました、米と比較した場合の生産性の低さ、また、栽培農家の高齢化、担い手不足に起因した栽培意欲の減衰が大きいというふうに考えております。

ひまわり栽培の 10 アール当たりの平均収入は、交付金・補助金を含めても、米栽培の場合に若干劣るのが現状であります。

町といたしましては、栽培農家の収入が少しでも増えるように、国の水田活用の直接支払交付金のうち、町の裁量によって配分可能な産地交付金の見直しを行っております。

また、作業の効率化を図るため、集落営農等の組織で取り組んでいる地区につきましては、県の事業を活用した支援を行っておりまして、昨年度は、産地交付金の交付要件といたしております周囲溝の設置を行うための農業機械購入を補助するなどして、引き続き、機械導入の補助を進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、担い手不足への対応といたしましては、集落の自主的な取り組みといたしまして、今年度、林崎地区では、有償で栽培ボランティアを募集をされたところでございます。

5 月下旬の現在、近隣地区や地区出身者から 10 人の応募があったというふうに聞いております。

ボランティアによる栽培支援も、担い手不足への対応の 1 つと認識をいたしております。

ただし、ボランティアによる栽培支援が、ボランティアの確保、受け入れ体制などから、全ての地区でできるものではないというふうにも思っておりますので、なかなか、そうした栽培の人手不足、担い手不足というものは、今後、大きな課題であります。

栽培開始から 30 年もの長い間、ひまわりの栽培が続けてこられたのは、単にひまわりを転作対象の作物として扱うのではなくて、栽培農家をはじめ、非農家を含めた集落全体として、都市住民など、集落外の人との交流を歓迎する取り組み、ひいては住民力によるものが大きかったというふうに考えております。

しかしながら、先ほど、述べましたとおり、米の生産調整の制度改正や担い手不足など、

栽培を取り巻く状況は大変厳しい状況にあります。

こうした課題などを解決する1つの手段として、集落の農地、農業をどう進めていくかを話し合う、人・農地プランというものがございます。

現在、本プランに宝蔵寺、東徳久、漆野地区などが取り組んでおられて、こうした地区では、課題解決のための話し合いが行われております。

町といたしましても、まだ作成されていない地区での作成を進めつつ、話し合いの中で集落だけでは解決できない課題への対応を引き続き行っていき、ひまわり栽培の維持、継続に繋げてまいりたいというふうに考えております。

以上、いろいろと申し上げましたように、生産性への支援、また、担い手不足への対応策をすすめ、町花であります「ひまわり」、その栽培を活用し、毎年10万人近くの人にご来園いただく、ひまわり祭りが今後とも盛大に開催ができるよう取り組みを続けてまいりたいと考えておりますので、関係者の皆様のご協力を、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 先日の全員協議会においては、栽培面積等々、また、ひまわり祭りの内容について報告いただいたんですけれども、今、本当に詳しい答弁をいただきました。

地域の人からも聞いてはおるんですけれども、やはり栽培をしていく、この暑い時期に大変な思いをして、栽培をしていただいて、お客さんに来ていただく、また、ひまわり祭り開催期間中も、非常に暑い中、町職員の方もそうだし、地域の方々の本当に大変な運営で、運営がされているということを、再認識をさせていただきました。

その中で、先ほどありましたように、やはり農業の支援のほうからですと、なかなか、これ継続していくのが難しいのかな。先ほど、答弁の中にもありました有償ボランティアとかいう話もありましたけれども、当然、それで担い手を求めるというのは、アイデアとしてはおもしろいんですけれども、じゃあ、その財源はどこから持ってくるんやというような話になろうかと思えます。

農業の生産としては、なかなかお米にも劣るというような中で支援をしていく。そうであれば、僕、以前からやっぱり提案をしておるんですけれども、2週間の間に10万人はいらっしゃるといような、ひまわり祭りの中を、ひまわり祭り自体を経済活動として、何とか観光産業、その中で、費用が生まれてくるような取り組みに変えていこうかなというふうに思う、僕自体は、そう思うんですけれども、そのへんは、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 当初始まったのが、そうした転作の作物という形で、農家の裏作として始まったと。

ですから、農業生産面でだけで比較しますと、いろいろと、今、補助、交付金、補助制度を合わせていっても、また、ひまわりの種を買い取りをしたり、そうした物を全て含め

ても、米の生産と比べると若干、まだ、米のほうが、まだいいというような状況にあります。

ですから、なかなか農業生産としてだけの、この収支で、これを継続して続けていくということは、非常に難しいものがあります。

ただ、このひまわり祭り、特に2週間、スポーツ公園を会場にして、そこに集中して、かなりたくさんの方が来ていただいております。

以前から、先ほど、千種議員が言われるように、農業の生産の取り組みとは、そういう農業生産という面でのひまわり栽培と同時に、これは、観光としての側面というのが、これまであって、これまでも協力金という形で、地域では、それを来場者の方からいただいて、それが1つの地域活動の大きな、私は、財源として、これまでなってきた。それについても、何年前ですかね、100円から200円に改正をしたと。

それによって、例えば、1万人入っていただければ200円で200万円。こういう数字になるわけです。

それから、地域では、また、直売所も中に設けていただいて、暑い時期ですから、飲み物から、アイスクリームから氷から、そういうものも販売をして、少しでも、そうしたみんなが出て行った、協力している、その労働賃金に何とか少しでも見合うようなものを確保しようということで取り組んでいただいております。

1つは、それがあから、ある意味では、皆さん一緒に、集落挙げて、みんなで協力しながら暑い中取り組んでいただいている1つの片方の要因ではないかなというふうに思っております。

町としても、以前から申し上げているとおり経済効果は非常に大きい。ひまわり祭りで、あそこへ来られた方々が、ほか町内のいろんな施設なり、特に、ホルモンの店なんかには、ひまわり祭りの期間中、たくさんの方々が行列ができるほど来ていただくと。これは、大きな経済活動の観光事業として定着をしてきている。そういうことで、町としても何とか、農家の方の協力と一緒に、農家に、地域にも、そうした経済的な効果を確保しながら、地域経済にも貢献をしていく事業として取り組みを進めていきたい。継続していきたいということをお願いをしているわけです。

それと、最終日なんか、場所が、今までなかった花火大会も、町を挙げての花火大会という形で、これは東徳久の本当に皆さんに迷惑をかけております。花火のかすが本当にたくさん飛び散って、それを拾い集めたり、また、それが田んぼの中に入って、邪魔になって、非常に迷惑かけているんですけども、それでも、町のそうした祭りという、町を挙げての祭りということで、ご協力をいただいて、近隣でもない5号玉という、あれだけの広いところで打ち上げておりますので、大きな花火を上げることができております。

そういうこともあって、町民の皆さんも非常に夏の1つの大きな祭りとして、みんなで家族で楽しんでいただいておりますし、近隣からも、かなりの方が最後の花火大会にも来ていただいていると。そうした夏の本当に暑い時期にあつて、これだけの人が集まっていますので、町のにぎわい、経済の活性化にもつながっている。そういう祭りになっておりますので、千種議員がお話のように、当然、これまでも、そういう方向で、やっぱり町としても捉えながら進めてきたいというところでもあります。

ただ、一番肝心の栽培をしていただく農業としての、このひまわり栽培ということが、なかなか厳しい状況にある。ここを、どこまで、どういう形で続けていただけるように支援していけるか。それは、先ほどの、そうしたボランティアを集めたり、農地プランなんかの県の申請を、事業を取り入れて機械化をしたり、そういう面での農林振興課は農林振興課として、そういう支援を片方ではしていくという形で進めておりますので、こういう今後、そういう状況が厳しくなるといいますので、各農家の本当に厳しい状況になりま

すので、さらにいろんな町としても、そうした支援ができること、どうすれば続けていただけるかということを考え工夫しながら取り組んでいきたいと思っております。

ただ、もう1点、私、一番やっぱり、このところ心配するのは、去年もそうだったんですけどもね、このところの、やっぱり猛暑ですね。本当に一番暑い時の祭りになっております。来ていただく方もバスからおりて歩かれる時見ても、大変な暑さの中で、よく、この暑い中来ていただけるというふうに、私も関心といいますか、感謝するんですけども、こういう天候次第ということもあります。

だから、なかなか、毎年、同じだけの方を、お客さんを確保するのも、これも厳しい状況にあると思えますけれども、そのへんは、状況を見ながら、できる限り、そうした事故もないように考えなきゃいけないと思うんですけども、ひまわり祭りという、この定着したものというのは、今年30年という大きな節目の年になりますけれども、令和元年として、新しい形の進め方として、これから、また、第一歩を踏み出していきたいということで、今年、頑張っただけありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） 僕、5年前から議会に出させてもらって、実は、毎年、このひまわり祭りについての質問をさせていただいておるんですが、やはり農業の支援策も変わってきた中で、佐用町のほうも町長のご尽力で、いろんな支援をしていただいて、これを継続されていけるというのは認識をしておるつもりでございます。

また、この2週間のひまわり祭りの最中にも、僕、毎日、何回か、ちょっと用事がありまして会場のほうにも行かせていただいておるんですけども、そういった中で、農業の支援と、先ほど言いました経済的な、特に、物産テント村等々のあり方というものの改善方法がないのかというような提案であったり、僕自身も模索をしておるんですが、今年度の物産テント村、昨年ちょっと、出店者のほうから、売上が立たないんだ。大変なんだという話があったり、会場が2カ所にわかれて1週間ごとに変わるので、お客さんの動線の関係で、なかなか経営が大変だという声も聞いております。

また、野菜の販売等々も非常に好評なんですけど、午前中に行ったら、たくさんあるんですけども、お客さんも昼過ぎに来られると、何も買って帰る物がない。この会場に来て、何も買って帰る物がないのかというふうなお話も、僕、お客さんのほうからいただいたことがあるんですけども、本年度の物産テント村の運営等々につきましても、もう予定は立っているのは、今まで従前どおりという形で認識したらいいんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 本年度につきまして、例年どおりの計画で進めさせていただきます。

ただ、平日での出店というのは、やはり昨年が相当高温でございましたので、出店者の方々もご高齢の方が多いといった関係で、平日の出店は控えたいというようなご要望も聞きしております。

ただ、その出店されているテントにつきましても、にぎわいをもたらす資源ではござい

ますので、配置等によりまして、できるだけぎやかな雰囲気を醸し出すような形での配置ということで、今現在検討しておりますし、食事というのが、毎年課題でございましたので、今年度につきましては、町内の事業者の方、ご協力いただいて、カレーの出店をプラスさせていただこうかなといった形で、今のところ準備をさせていただいております。

もしほかに、いい案がございましたらご教示いただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、千種和英君。

4番（千種和英君） このひまわりにつきましては、町長の話にもありましたように、30年続いている佐用町を代表する、やっぱり事業でございます。

なかなか大変な、課題はたくさんございますけれども、何とか知恵を絞って、地域住民の方への還元ができるような事業にさせていただきたいとことをお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 千種和英君の発言は終わりました。
続いて、6番、廣利一志君の発言を許可します。

〔6番 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 6番議席、廣利でございます。今日は、2つの質問をさせていただきます。この席からは、空き家の実態と調査、利活用の状況はと、所定の席からは、地域おこし協力隊の現状についてということで、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

急速な人口減少が進む中、本町の空き家の実態については、この5年の間に何度か一般質問においても取り上げさせていただきました。

改めて、その現状について町長の見解を伺います。

また、空き家バンクの創設から民間業者との連携、あるいは自治会長の皆さんの協力が進む中、空き家の利活用、とりわけ都市部からの移住による魅力ある空き家のある地域をアピールできているというふうに思います。

地道な活動をされている空き家バンクの状況と、その成果である空き家の再生、利活用の状況について、町長の見解を伺います。

空き家の実態調査の現状と空き家の総戸数。

②点目、自治会ごとに対応は違うというふうに思いますけれども、積極的なところと、そうでないところ、それぞれの要因について、町長の見解をお聞かせください。

③点目、空き家バンクによる成果を示していただきたいのと、さらに人員の増員、強化が必要だと思いますが、見解をお聞かせください。

④点目、空き家の利活用の具体的なケースとして移住がありますが、その現状と移住者を迎えた地域、自治会への波及効果、影響について見解を伺います

最後⑤点目、移住者に対する支援策、補助の強化について、町長の見解をお聞かせください。

以上、再質問は所定の席からさせていただきます。

議長（山本幹雄君）

はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、廣利議員からのご質問で1点目の空き家の実態調査、また、利活用の現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の空き家の実態調査の現状と空き家の総戸数ということについてでございますが、空き家の実態調査につきましては、平成28年度に各集落自治会長様のご協力をいただき、各自治会内における空き家の実態調査を行いました。調査内容は、自治会内に空き家があるか、また、その管理が適性に行われているか、空き家の所有者情報などを含めて調査をしたところであります。

その結果、現在、集計して町で把握しております空き家の件数は、737ということになっておりますが、悉皆調査による結果ではありませんので、実際に、実態として空き家状態になっていても所有者の方が、たまに帰って来られるとか、そういうところもあろうかと思えます。集落の自治会長さんが、これは空き家として見なければならぬというふうに見られたところを報告をいただいたということでもありますので、正確な空き家の個数というのは、なかなか把握は難しいと思えますが、730というのは、まだ、これはうちの数字であって、私は、これ以上の空き家が、現在、存在しており、まだまだ増えていっているというふうに認識をいたしております。

なお、今年度は、5月24日開催の自治会長会におきまして、平成28年度調査から増加した、利活用を希望される空き家の追加報告を各自治会長様に、お願いをしたところでございます。

次に、②点目の自治会ごとに対応は違うと思うが、積極的なところとそうでないところ、それぞれの要因についての私の見解ということでございますが、移住者にとって、より住みやすい生活環境のためには、受け入れていただく自治会のご理解とご協力が、当然、重要であると考えておりますが、移住者が本町に転入された時から本町の町民でございます。どの自治会におきましても、自治会の、そして佐用町の同じ住民として分け隔てなく、おつき合いしていただいておりますので、その内容や方法は、移住者や地域住民の受けとめ方や表現の仕方、双方が相手に期待する思いなど、さまざまな条件の複合的な折り合いによって生ずるものでありまして、積極的であるかどうか、そうでないかといった、単純な判断ができるものではないというふうに思います。

次に、③点目の空き家バンクによる成果を示していただきたいのと、さらに人員の増加、強化が必要だと思うが、見解はというご質問でございますが、平成28年度から、空き家バンクというものを創設して、平成30年度末までの3年間で、27軒の売買契約と14軒の賃貸契約が成立をしております。そのうち、28世帯は、本町への移住者ということでございます。

現在も登録についての相談も多くて、所有者から要望のあった物件については、兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部の協力のもと、現地確認等物件調査を行って、一定の要件を満たした物件について追加登録をしております。

人員の増員、強化につきましては、平成28年度から専任職員と専門員及び地域おこし協力隊を配置して、定住対策に取り組んでまいったところであります。平成30年度をもって地域おこし協力隊1名が退任をしましたが、本年4月22日から新たに3年間の予定で、地域おこし協力隊1名を定住促進コーディネーターとして配置をして、そうした定住対策、空き家バンクの運営等に取り組んでいただいております。

定住促進の重要性・必要性の観点から、事業の一層の推進を図ることは、必要でございます。

ますが、本町全体の限られた職員数の中の配置という中で、行政全体の業務全ての良好な推進を図るために、それぞれの部署において、ぎりぎりのところで業務を行っております。

そういう中で、どれが適正な人員とかいうことは、なかなか難しいわけではありますが、現在の職員数を保ちながら、できる限り工夫をして、事業の効率的な推進に取り組んでいただくと必要があるというふうに考えております。

また、職員の増員以外の強化策の1つとしては、町内で移住を進める NPO 団体でつくられております移住促進協議会に毎月参加をしたり、移住希望者の情報交換や空き家の情報共有、移住に向けたアイデアを出し合うなど、移住促進に向けた取り組みを行っているところであります。今後も、こうした協議会との連携を深めることにより体制なり事業の推進強化を図りたいというふうに考えております。

次に、④点目の空き家の利活用の具体的なケースとして移住があるが、その現状と移住者を迎えた地域、自治会への波及効果、また、影響についての見解ということでございますが、相談のありました移住希望者については、あらかじめ、集落の決まりごとや行事など、集落に入って、集落の皆さんと一緒に生活をしていただくための心得を自治会長様から詳しく聞き取っていただき、聞き取りをして、担当者のほうも、その集落の自治会長様のお話を移住希望者へ、しっかりとお知らせをしております。また、自治会長様との面談の機会を設けて、お互いの理解を深めていただいているところでございます。

こういった取り組みにより、これまでの移住者も地域の皆様も、おおむね良好な関係を保っていただいているというふうに受けとめております。

また、移住者のなかには、町の農産加工販売施設の代表となった方や、民宿、飲食店、カフェなどの商業やブドウ園など農業に積極的に取り組まれてれる方も増加して、地域づくり協議会に積極的にかかわっていただいている方もおられます。移住され町民となられた皆さんが、さまざまな地域において、その地域のさまざまな事業に熱心に取り組む、活躍をしていただいている姿、また、移住者が家族で明るく楽しく暮らしておられる姿に、地域の、そして町の明るい将来というものを感じているところであります。

最後に、移住者に対する支援策、補助の強化についての見解ということでございますが、支援策の面では、先に述べましたとおり、定住促進の専任職員、定住相談員、定住促進コーディネーターの3名が移住者支援として、空き家バンクの運営はじめ、移住相談、啓発活動や関係団体・業者との調整、「佐用にきて一な」の監修等々、積極的に取り組んでいるところであります。

補助の面についてでございますが、本町に転入される際に、誰にも相談せず、ご自身で住居や仕事を確保して、地域の一員として生活されている方も実際にいらっしゃいます。

本町に転入された方、全てが大切な町民ということでもあります。

本町においては、福祉支援、定住支援、子育て支援、就農支援、創業支援など、住民の皆様のためのさまざまな施策を、展開をしております。本町の住民として、それぞれの生活に応じた制度を、また、有効に活用、利用をしていただき、末永く佐用町に住み、住んでよかったと思っただけのような町政運営に、引き続き、町としては取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6 番（廣利一志君） 空き家の実態につきましては、なかなか総戸数というのが、これが

わからないということが悩ましいというか、なんですけれども、印象として、やっぱりこれ増えていると。737戸ということでしたけれども、という理解で、町長、よろしいですね。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 戸数が、若干、大まかに、概略数がわかっておれば、それほど問題にならないと思います。

細かくといたしますか、詳細に空き家の状態かどうかという、そのラインを決めるのも、非常に難しいところがありますので、以前、調査した時には、大体500戸ぐらいというのが600戸になり、今回、平成28年に700戸になっていると。そうした調査をするたびに、実際、増えてきているということは確かであり、それは、周辺を見ている、また、町のそれぞれの家庭の状況を見ても、ご高齢の方が亡くなられた、もういなくなれば、多分、多くが皆さん、都市に息子さんや娘さんがおられますので、空き家状態になっている家が、非常に増えているということは確かなので、そういう状況であるということ踏まえた上で、これから、空き家対策ということを考えていかなきゃいけないということだと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利一志君。

6番（廣利一志君） 空き家バンクが創設をされましたので、そのことについては、後でまた、詳しく、やっぱりその効用、効果というのは出てきているというふうに思うんですけども、空き家の総戸数については、なおかつ空き家バンクが創設されて効果が出ているんですけども、やっぱり空き家そのものが増え続けていると。

で、空き家バンクの限界性というのが、ちょっとやっぱりあると。どの空き家も扱えるわけではないと。

そうすると、手をつけられない空き家があると。危険廃屋ではなくて、活用できる空き家なんだけれども、売買とか活用ができないと。そのあたりは、どういう認識でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） この空き家の活用ということは、全国でも当然、取り組んで、それぞれ取り組んでいます。

でも、全国で、空き家というのは、田舎だけじゃなくって、都市部にでも大体総戸数の、これは1戸建てだけじゃなくって、マンションとかアパートとか、そういうものも含めての話だと思いますけども、やっぱり15パーセントぐらい、もう空き家の状態になっているんですよ。

ですから、佐用町6,000幾ら世帯あって、15パーセントとしますと、900戸ぐらいが既に空き家であったとしても、ある意味では全国で平均になるわけです。

こうして空き家バンクというものをつくって、その空き家、家を活用したい人、それによって移住もしていただきたい。これを取り組むことによって、若干、それは空き家の利用はできますけど、全ての空き家を、これを活用すると言っても、また、そうした需要そのものが、そんなに全体で見れば、どんどん人口も全体では減っていく中で、それは、当然、限界があります。

ですから、町においても、確かに、空き家バンクに登録していただかないと、勝手に個人の物ですから、それを、何でも、あそこに住みたい、あそこがいいな、欲しいと言っても、なかなか、そういう利用者の要望には応えられない。そこに、空き家バンクに登録していただいて、初めて、そうした利用者というものが、実際に利用していただける状態になるということなんですけれども、確かに、空き家バンクということが、登録をするということは、貸したり、売ったりということで、所有者の方にとっては、自分の生まれ育った家、お父さんやお母さんの、おじいさんからの家を、そういう状態にするというところの決断というのは、大変、それなりに、いろんな思いがあると思うので、なかなか、皆さんが、この登録自体も、そんなに空き家が増える以上に、この空き家バンクに登録していただけるのが増えているかといったら、そうでもありません。

そのへんは、今後、町としても、そうした管理をする上でも、本当にまだ、十分に活用、使える、使用に耐えられる物件については、そうした方にも貸して、利用していただくということ、そういうことが、集落でも皆さんが受け入れ、そういうものが当たり前だというような状況に持っていくような、なっていくような、そうした啓発はしていく必要もあるうかというふうには感じております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 私が言いたかったのは、空き家バンクの限界性というのは、これはもうやむを得ないんですけれども、行政がやる場合には、所有権がわからない。あるいは登記がされていない。

当然、それは、空き家バンクの該当物件になり得ないですね。

ですから、例えば、100年超たっている家、屋敷、土地、山も田んぼもですけれども、実は、そういうものが、やっぱりそのまま放置というのか、されているケースがあると。だから、1つこれは、問いかけというか、町長の答弁求めるわけではないんですけど、この限界性が、やっぱり解決しないままに、今に至っているところがあります。

私も幾つか、裁判を抱えているケースを、今、抱えてしておりますけれども、やっぱり、そのあたりを、悩まれている。どうしたらいいか。処分したいんだけど、処分できない。そういうところが、現実としてあります。

空き家バンクが創設されて、最近の特徴的なことというのは、課長、何か、その創設からは、ちょっと以前は考えられなかったというようなことが、相談の中に出てきていると。印象が何か、いかがでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） あまり具体的なことは、逆に申し上げられない部分もあるのはあるんですけれども、例えば、ご兄弟でお持ちになっておって、お二人のご意見が違くと

というようなパターンもございますし、それから、本人さんがご存じない中で、ずっと住まわれておったんですが、最終的にバンクに登録する際に調べたところ、全く関係ない方の筆が、その中に混じっておったとか、ご本人もご存じなかったとか、そういう、いろいろなパターンが、個々具体の例によって出てきております。

ですから、それが世代、年代によるものなのかどうなのかということまでは、私も、よく分析しているわけではございませんけれども、そういった特殊な事例も出てきておるところは事実でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 1つは、特徴的なことは、問い合わせが、空き家バンクに問い合わせがある。

で、ここに家がある。佐用に家がある。ところが佐用を知らない。住んだことがない。で、どうしたらいいかという質問。要するに、具体的にどうしたいということではない。そういう質問が、割と目立ってきたと。

ここに住んだことがない人、想像するに、相続とか何かで、例えば、東京に、あるいは大阪に住んでおられる方が、全く知らないんだけど、相続を受けた。

で、どうしたいということが、まだ決まっていらないんですけれども、その相談のような相談があるというふうに聞いたんです。それは、そうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） はい、おっしゃるとおりでございます。

そんなに数が多いというわけではありませんけれども、あることはございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） というのは、これは、世の中、今、終活と、人生を終えることをいろいろ、いつ人生を終えるという想定の中で、周りの物の処分とかしていこうという中で、全然自分が住んだことがないんだけど、ポンと相続受けたと。このことは、これから先、増えてくるんじゃないかなと。

で、問題は、結局それが、なかなか、どうしたいという希望があるわけではない。相談なんですね。

だから、それと、全体の空き家の個数が増えてきているということと、それから、やっぱり、そもそも、所有権だとか登記の問題で、空き家バンクに登録ができない。このあたりが、やっぱり1つネックとしてあるのではないかなというふうに思うんですけども、妙案をちょっと、何か。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、空き家の問題だけじゃなくって、昨日の森林のほうの話も、質問もありましたけれども、土地全体の所有権、そして、その管理ですね、こういう問題が、今後、放置をされることによって、ますます複雑になって、わからなくなってしまう。管理ができなくなってしまう。そういう問題を大きくはらんでいるんですね。

ですから、私は、この空き家なりを活用するというのも1つの課題ですけども、この空き家そのものが、どんどん増えてきた中で、これが放置、当然され、これが非常に倒壊したり、廃墟になっていく。でも、いつまでも、そういうものが地域に残っていく。でも、それを誰も処理できない。

今、公的な形で、支援もできる方法もありますけれども、実際、それをするためには、そうした空き家バンクにも登録するためには、そうですね、所有権というものを確定して、きちっと誰が持っているか、それを誰に、また、売り渡すか、建物の不動産と、下の土地ですよ。そういうものも、一緒にきちっと整理ができていないといかん。

だから、こういう状況が放置されていくと、町内の家も、それから、田んぼも畑も、そして、既に山、山林もそういう状態になっていると。

だから、こここのところが、今後、町のいろんな行政を進めていく上で、土地というものが、一番基礎になりますので、個人の所有権というものを、できる限り整理をしていく、そういうことで、空き家バンクに登録していただくために、それを整理していただければ、そこで、本当に一番、また、それも1つの大きな、この空き家バンクの役割というんですか、効果になっておりますけれども、なかなか妙案は、当然、ありません。

だから、これは国のほうにも、いろいろと、私らも、今後、こういう都市部において、土地の価格が1坪、何十万、何百万だということころは、誰もが土地を、きちっと、争ってでも、1センチたりとも、不明な土地なんていうのはないわけですけども、そうした私らのような、地方の町においては、村においては、そういう状態がしているので、不動産の登記面、こういう登記の面での法律といいますか、規制、こういうものを、もっともっと強化してもらわないと困るということを、いろいろと、今、申し上げているのが現状ですね。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 町長、おっしゃるように、国のほうの法整備というのか、所有者がわからない土地の問題とかいう、一部、今回、法律が成立になったりしましたけれども、そういう形のものが、片方で必要だろうなというふうに思います。

で、手をこまねいているわけではなくて、私も実際に経験しましたけれども、専門家、専門家というのは法律の専門家ですね。を入れながら、こんな手法があるのかという形で、難しい形のものを処分、売買、買いたい人がというような形で、手に渡った。再生ができたというふうなケースがありますので、これは、なかなか行政のところでは難しいところがあるかもわかりませんが、任せられる人、民間に任せるは任せて、やっぱり、手をこまねいて、廃屋、あるいは危険廃屋になってしまっただけは、一番、元も子もないというふうに思いますので、その意味で、空き家の総戸数そのものが増えてきている現状があります。

空き家バンクの成果は出ているんです。

しかし、やっぱり限界性があるものですから、手つかずの空き家というのが、やっぱり増えてきていると。その問題は、やっぱり解決する方法を考えていく必要があるのかな。

で、私が、ここに書いた人員の増員、強化というところについては、やっぱり、そのことが1つ必要なのではないかなと。先ほどの空き家バンクに相談するケースも、今までと違う相談ケースが出てきていると。それにやっぱり、対応するというか、そのことがやっぱり必要になってくるだろうし、今までの空き家の調査だとか、空き家見学会の開催だとか、それも当然、必要なんですけども、内容、質が少しずつ変わってきているというふうに思いますので、そのあたりが、人員の強化というところが、職員でできれば一番いいんですけども、外部の力も借りるというふうなことも必要なのかなというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そういうふうに、空き家というのは、どんどんと、その所有者というものが登記もされないような形で1代ごとに所有権者が増えていくというような、これは土地の問題として、土地の管理の問題として捉えなきゃいけない時代になってしまったと。そのことが、まず、山林ですね。これが先行している。

何回も、私も、ここで答弁をさせていただいており、まずは、私のほうも山林の所有者等について、これを何とか整理をしていく方向で、当面、努力をしていきたいと思っております。

当然、そういう中から、今、相談があり、また、寄附の申し出なんかにあるのも山林だけではなくって、家、屋敷、また、畑、田んぼ、そういうのを含めて全部を何とか処理したい。処分したいというような相談ですね、それを町に寄附したいとかと、そういう形にしてくれと。じゃあ、そうじゃなかったら、もう放っておくというようなことを言われる方もいらっしゃいますね。

だから、そういう状況が、どんどん増えている状況は、もう既に、今後、非常に大きな課題だということは、私も十分認識をしておりますので、そうした人員についても、なかなか町も専門的な問題が絡みますので、簡単に人員を強化して、じゃあ、それが対応できるかということ、難しいものがあります。

そうしたケースを見ながら、専門的な法律の方にも相談できるような相談窓口もお願い、相談者のほうに紹介をすとか、そういうことでの対応をしていきたいと思ひますし、今後、状況が、だんだんと、そういう状況になっていけば、人員の増員というようなことも、その分野の担当職員の増員ということも必要な時が、近々に来るかもしれません。それは、今の状況を見ながら、特に、山林のほうの、そうした所有者不明とか、今度、管理ができない状況、こういうことから、ひとつ手始めにやっていきたいというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） ぜひ、そこは内容と質が少し変わってきているというところから、やっぱり、そこへの人員の強化というか、資源の投下というか、いうところについて、ぜ

ひ検討をいただきたいなというふうに思います。

空き家バンクについては、先ほど、町長のほうから話がありましたように、創設から賃貸のところについては、14軒でした。売買で27軒。これは、空き家バンク通してのもので、じゃあ、もしかすると、それと同じぐらいの数、実は、空き家バンク通さないケースでの売買。それから、賃貸というのが増えてきております。

この空き家バンクの、私は、他市町の空き家バンクの状況についても、5年前の時は、やっぱり創設が必要というふうな形で言ってきたんですけれども、私は、今、現状は、他市町と比べても誇り得る空き家バンクになっているというふうに思うんですけれども、課長、それは、ちょっと誇っていただきたいんですけれども。現状について。他市町がまねをしたいというふうになってきているというふうに思うんですけれども、そのあたりは、いかがですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） そういった形で、この場で褒めていただくのは初めてなので、逆に、どうお話しさせていただいたらいいか戸惑いますけれども、ありがとうございます。

本当に、職員、特に、専門員はじめとした私どもの正職員もそうですけれども、本当に一生懸命、生きがいを持って仕事をさせていただいておりますので、非常に、先ほどいただいたお言葉どおり、ある程度成果を上げています。

ある雑誌等々によりますと、近畿の中でも人気、住みたい地域の中では上位に入っているというようなこともございましたので、そういったことを励みにいたしまして、今後、より一層努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） なかなか、空き家の調査って、実際に、住んでおられない家に入って、写真を撮って、間取りを図面に写して、それをホームページに載せるというような活動は、なかなか本当に大変なんです。これね。踏み入れたことがない家です。どんな状況かというのが全くわからないところに入って行くわけですから。そのあたりは、苦労多かったというふうに思いますけれども、やっぱり、その取り組みの成果として、今、現状があるのではないかなというふうに思いますので、ぜひこれはですね…、しかしながら、やっぱり空き家の個数が増えてきておりますので、限界性のところを認識しつつ、さらにやっぱり知恵を絞りながら、移住者なのかな。

要するに、最近では、都会からの移住もあります。

実は、増えてきたのは、町内の移住なんです。町内の周辺部から中心部とか、これが今までのケースにない形で増えてきているなというふうな感じがありますので、そのあたりが、少し特徴的かなというふうに思います。

私は、5年前、一般質問でも空き家は財産だというふうに言いました。今もその思いでございますけれども、空き家に対する考え方、イメージが、魅力ある古民家だとか、プラスのイメージですよ。あるいは、移住者の受け入れという、例えば、そういうプラスのイメージがあったとします。

で、マイナスのイメージというのは、やっぱり空き家というのが、要するに危険廃屋だとか、それから、消滅集落の象徴のような感じで空き家というのがあると、2つあると思うんですけども、町長、この空き家バンク創設からでも構いませんし、そういう空き家に対する考え方とか、姿勢とか、イメージというのは、変わりましたでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 空き家と言っても、いろんな空き家があります。そのことは、もう以前からわかっておりますし、特別に、空き家バンクの以前からも、そうした古い家に引っ越してきたいとか、当然、民民で売買されて新しい人が移住してくるとか、そういうことは、特に、都市部なんかの不動産屋さんなんか、かなり1つの商売として、そういうところに着目して、古民家とか、田舎の家を都市で宣伝をして、売買されたというようなことが、かなりありました。

ただ、そういう中には、どうしても地域の住民の皆さん方は知らない間に、都市部で、値段、かなりの価格で買われたとか、全くわからない人が入って来られた方、そういうことで、地域の住民にしてみれば、非常に後、いろいろなトラブルも起きたりして、イメージ的に、そういうものが、ちょっとマイナスのイメージになった時があったと思うんですね。

ただ、こうした町が空き家バンクというものをつくって、町で先ほど申し上げたような、移住していただく人、家を買っていただく人に対して、集落との、いろいろな取り持ちをして、きちっと、説明をして入っていただくと、このあたりで、自治会長さんや集落の人たちも、かなり、そういう意味では受け入れやすくなったし、安心していただいていると思います。

ですから、空き家そのものについては、本当に廃屋になってしまっている空き家もたくさんありますし、まだまだ、本当にすぐ使えるし、まだ、空き家と言っても、まだ新築して間のない、本当に、まだまだ十分に耐用年数がある、新しい空き家もありますし、そういうことについては、何ら、特別私は、感覚的には変わったというようなことはありません。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 廣利一志君。

6番（廣利一志君） できたら、空き家は財産というところの言葉を聞いたかったんですけども、この5年の間に、やっぱり、そういう形で、空き家の調査が行われたという、あるいは、空き家バンクが創設された。創設された後に、少し実績が出ただけですけども、最近、また、ちょっと内容、質が変わってきたというところについて、やっぱりこれから対応をできる人材というか、いうことが必要なというふうに思いますので、ぜひこれは引き続き、近隣からも佐用の空き家バンク参考にしたいと言われているわけですから、ぜひ次の手を、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

この質問を以上で終わりにして、2つ目の質問とさせていただきます。

地域おこし協力隊の現状について問う。

3年の任期を終えた協力隊の現状について、町民の皆さんの関心もありますが、改めて、

その去就と4年目の状況、そして、新たな協力隊の皆さんを迎えたわけですが、今年度採用の協力隊は、今までと何が違うのか、町の対応を含めて見解をお聞きます。

また、兵庫県版地域おこし協力隊の設置について、先日の全員協議会では説明を受けましたが、町民の皆さんの関心もあるので町長の見解をお聞きます。

①点目、3年の任期を終えた協力隊の現状と起業に向けた取り組み状況と。

②点目は、今年度採用の協力隊は、今までと何が違うのか。

③点目、地域づくり協議会に属するなど地域密着、地域づくり協議会の機能強化、高齢化などでの人員不足への対応としての協力隊の配置は考えられないか。

④点目、兵庫県版の協力隊と国の協力隊に相違はあるのか。

以上、見解をお聞かせください。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい、それでは、廣利議員からの地域おこし協力隊の現状について問うというご質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊制度につきましては、県下で最も早く、平成23年度より隊員の任用を行い、平成26年度までに2名の方にご活躍をいただきました。平成27年度以降も、引き続き、農作業の支援等を行う隊員の募集を行ってまいりましたが、応募者のニーズの変化などにより、残念ながら応募がない状況でございました。

そこで、平成28年度からは、都市からの若い方が佐用町へ定住するきっかけとなるよう、担当部署を農林振興課から企画防災課へ変更して、新たな分野及び条件においての募集を行いました。町の非常勤職員としての立場で、農業振興・林業振興・定住促進・観光振興、及び情報発信の各分野において活動をする隊員で、5名の隊員は若い感性を生かし、積極的な取り組みを行ってくれたところでございます。

また、今年度からは、新たに起業や就農を希望する隊員の募集を行うなど、任期終了後の定住や生業の確保につながるるとともに、町の資源などを生かした活動が展開できるような工夫を重ねております。

以上を踏まえまして、それぞれの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず①点目の3年の任期を終えた協力隊の現状と起業に向けた取り組み状況ということですが、平成28年から29年度にかけて任用した隊員5名は、今年5月中旬までに、任期満了及び自己都合により退任をいたしております。

5名のうち、現在も佐用町内に在住している元隊員は3名であり、引き続き、南光ひまわり館の代表として活躍をしてくれているほか、任期中に取り組んだ業務である林業や観光業の分野において、民間事業所に就職をいたしております。いずれの隊員も、協力隊として取り組んだ業務において、自分の将来の目標を見出し、資格の取得などの努力も行い、就職・定住につなげていってくれたことは、とても喜ばしいことであったというふうに考えております。

制度の目的としている、都会の若い方が佐用町へ定住するきっかけとして、協力隊活動を行う中で自分の将来を見出し、それを佐用町で実現させてくれるという現実を、とても嬉しく感じているところでございます。

また、任期後の定住に至らなかった2名については、佐用町から離れて、それぞれの人生を歩むという選択をいたしました。任期中に行ってくれた活動や取り組みは、佐用町に新たな風を吹き込んでくれたことには違いはございません。今後も佐用町の応援団とし

て、それぞれ、遠くから見守ってくれているものと思っております。

また、今回退任した5名においては、必ずしも起業を行うことを条件にはしておりませんでしたので、起業に向けて取り組みを進めている方はおりません。

次に、②点目の今年度採用の協力隊は、今までとは何か違うのかということでございますが、平成31年1月末から今年度の隊員募集を行い、4月に3名の隊員が着任をし、7月にはもう1名が着任予定となっております。

今年度の募集の特徴といたしましては、これまでの町の非常勤職員としての任用に加えて、起業や就農を希望する人を佐用町地域おこし協力隊として委嘱をし、佐用町の資源や特産品、自然環境などを活用した起業、及び生業として農業を志す隊員を募集しました。

また、起業を希望する隊員は、駅前のコワーキングスペースを運営するコバコ株式会社にも、また、農業を志す隊員は、町内の若手農業者で構成をしております佐用町農業生産組合に指導・研修や活動管理を委託し、それぞれの分野における専門的な指導を受けることができる環境を整えて、任期後の起業や就農につなげていければと考えております。

また、これまでの隊員から聞かれた「なかなか地域にかかわれなかった」「もっと深く地域にかかわるきっかけが欲しかった」などの意見を踏まえて、全ての隊員の業務に、地域ミッションを加えることといたしております。町内13カ所の地域づくり協議会のうち、本人が希望するいずれかの協議会と連携をして、事業などへ参加しながら、地域の皆さんの交流を図ることにより、日々の活動はもちろん、定住などへつなげていければというふうに考えております。

次に、③点目の地域づくり協議会に属するなど地域密着、地域づくり協議会の機能強化、高齢化などでの人員不足への対応としての協力隊の設置は考えられないかということですが、地域おこし協力隊の任用につきましては、冒頭でもご説明しましたとおり、都会の若い方が佐用町へ定住するきっかけとなることを目的といたしております。定住するためには、就業・起業にかかわらず、生活するための生業が必要であり、収入が必要となります。

ご質問のように、地域づくり協議会の担い手として、人員不足の対応として配置することで、隊員の退任後の生業につなげるのが難しいため、そのような配置については、現在のところは考えておりません。

ただ、地域おこし協力隊につきましては、地域の皆さんと交流をして、地域を元気にする役割を担っていることも事実でありますので、2点目のご質問でお答えをさせていただきましたとおり、地域ミッションを行う中で、地域づくり協議会との連携や地域の皆さんとの交流を深めていただければと思っております。

最後に④点目の県版協力隊と国の協力隊に相違はあるのかということについてですが、兵庫県では、今年度より県版地域おこし協力隊「地域再生協働員」制度を、新設をし、隊員を募集をしております。県版協力隊制度では、国の制度要件に合致しない地域・人材・活動も対象とし、幅広い人材の活動を対象とすることとされております。具体的には、国制度では対象とならない一部の自治体も活用することができるほか、地域おこし協力隊のOB・OGの採用や近隣自治体からの通いも可能であるなどの条件緩和がなされております。

また、隊員の経費にかかる負担区分は、国2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうになっております。

なお、国制度の対象となる場合は、国制度の活用が優先されるために、本町においては、今後も基本的に国制度の活用による隊員募集を進めていく方針でございます。

このたび、町では、県版協力隊制度を活用した隊員の任用を、計画をしておりますので、補正予算案に関連予算を、計上をさせていただいたところでございます。

退任後も、佐用町に居住し、これまでどおり地域づくり活動に従事してくれている隊員OB 1名を任用して、活動を支援していただければということで考えておりますので、あわせてご報告させていただきます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 再質問ですけれども、平成28年から採用されて3年を迎えて、4年目になった5名の皆さんが、うち、3名が現在も、4年目もひまわり館だとか、林業だとか、観光だとかいうことに従事する形で、頑張っている。町長の言葉によると、この5人が新しい風を町に吹き込んでくれたと。そういう評価をいただいたということは、すごくよかったというふうに思いますけれども、5名のうち、結局、3名ということになったわけですけれども、そのあたりについては、採用、あるいは途中での研修だとか、いろいろ3年間の間にはあったと思うんですけれども、そういうものを、振り返って見るに、評価として、その3年間取り組んだ、町として取り組んだ検証、あるいは検収というものについてはいかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 昨年までと言いますか、今年度まで3年間、協力隊員として、それぞれの分野で活躍してくれた。途中で、退任をした職員もおりましたけど、最終的に、今、3名が町内で、それぞれの分野で、また、引き続いて活動をしてくれております。

ただ、町が平成23年ですか、24年ごろ、県下で最初に協力隊というものをつくられて採用した、そのころと、やっぱり状況が違いますね。

そのころは、町内の協力を、その隊員にさせていただくと、来ていただいて、草刈りができないところへ行って、草刈りをさせていただくとか、町に協力をさせていただくということを目的に、そういう作業できないところを、募集をして来ていただいているんですけれども、今回の募集もそうなんですけれども、協力隊員という名前になっていますけれども、当然、若い人たちの、これからの人生ですね、若い人たちが、自分のスキルを上げて、これから生活を確立していくために、いろいろと支援をして資格を取っていただいたり、経験をしていただいたり、この隊員を育てていくというような、そういう取り組みというのが、やっぱり必要であって、協力隊員として来ていただいても、もともと、そんなに経験もない、当然、若いですから、何もその特殊な技能を持っているというものでもない。ですから、そこからスタートをして、今回も、例えば、観光業のほうでしていただいているのも、就職しているのも、観光業のいろんな資格を取ったり、そのためには、そうした事業所へ研修に送ったり、町の中で仕事だけじゃなくって、本当に1カ月間ぐらい、また、介護なんかの現場のほうで研修をしたり、そういうことを、ずっと繰り返したわけです。

ですから、町の仕事を見て、役場の中での仕事で研修、仕事をしながら覚えているというところは、なかなかそれだけでは、次の自分の就職とか、起業のところにつながるということは少ないので、やはり外部での、そうした事業所なんかには自分がやりたいこと、こういうことをやってみたい、経験してみたいところを、その隊員の希望に沿って、町が支

援して送り出して、生活を保障しながら、それを支援していくという、そういう状況が、今の協力隊の制度の中身ではないかなというふうに思います。

私は、逆に、それでいいんじゃないかなというふうに思っています。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） それで、今年度採用の協力隊は、ちょうど、今、佐用町の広報が配られていまして、3名の協力隊の方が1ページ取って写真も載ってございましたけれども、もう1名の方が7月ですか、合計4名になるということで、それで、任務というか、違ってきているのが、先ほど、町長の話にありましたように、起業を目指すということで、役場に来たら会えるんじゃないなくて、駅前のコワーキングスペースのほうに出勤しているというか、という形が、今までと、ちょっと違うというのと、それと、今までと、そこがまず1点目、大きく違うところですけども、もう1つは、地域ミッションというのが、与えられたというのか、新しい任務の中に入っているということなんですけど、課長、ここをもう一度、地域ミッションということについて、わかりやすく、ちょっと教えていただきたいな。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 今年度の隊員につきましては、募集段階で、今、おっしゃられた地域ミッションというのを1つ必ずしていただくということで募集をかけております。

これにつきましては、地域づくり協議会の振り返りの中で、昨年、8月に各地域づくり協議会回った時にも、佐用町に地域おこし協力隊の方来られているんですけども、なかなか、私たちとのかかわりがなかったので、そういったことが、何かないでしょうかねとかいった意見もございました。

そういったこともございますし、来られた隊員の方からの声、先ほど、町長が答弁をさせていただきますような中にもありましたように、隊員の中からも、地域とかかわることが少なかったので、寂しかったというようなご意見ございましたので、それを1つミッションとして、任務としてしていただくことにして、各地域づくり協議会にかかわっていただいて、地域づくり協議会にも新しい風を吹き込んでいただくというような形で、ただ、全ての地域づくり協議会には、行くことできませんので、とりあえず1年目については、どこか1カ所の地域づくり協議会にかかわっていただくというようなことで、7月以降、進めてまいりたいというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 私も昨年度、複数の地域づくり協議会で、地域おこし協力隊を地域づくり協議会に派遣するというか、そこで、地域づくり協議会に属するというような形で、新任務というふうな形で、考えられないかというふうな相談を受けたことがあります。

で、1つの地域づくり協議会ではなくて、結局、4人になるわけですし、地域づくり協議会に、13の地域づくり協議会の、それを想定していないところもあるでしょうし、あるいは、去年から実は希望しているところもあるというふうなところがありますので、そのあたりはミスマッチがないような形で行ってほしいのと。

もう1つは、やっぱり私、事務局での仕事というか、これはやっぱり必要なことではないかなというふうに思うんですけども、町長が、昨日の答弁の中で、職員の専任化ということについてはしないということでしたけども、将来を見据えると、やっぱりここは、そういうことを考えていく必要があるのかなと。その意味で、地域おこし協力隊が、地域ミッションが与えられたと。過渡期として、地域づくり協議会の事務局へ入っていくというふうな形は必要なんではないかなと思うんですけど、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、申しましたように、やはりこの地域おこし協力隊員の若い人たちも、その隊員の本当に将来がかかっているわけですね。

本当に、そういう目で、私は、やっぱり育てるというのか、支援をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

ですから、以前のように、協力隊ができた時の私のイメージとしては、町の、いろんな形で協力をしてくれる隊員、人だと。だから、町の都合のいいように使いたいというふうなところがあったわけですね。

ただ、本当に、そういう形で、町が困っているから、ここのところ助けてほしい。やってほしい。都合のいいように働いてほしいと、これでは、そのことが、若い人たちの将来につながるしっかりとしたキャリアアップになっていければいいんですけども、やっぱり、地域ミッションとして、今、課長が言いましたのも、その生活して、幅広い人脈なり、いろんな人格を形成していく上で、地域の人たちとの、いろんな交流がしたいということもありますけども、ただ、地域づくり協議会なんかの事務的なものとか、下働きみたいなことをしてくださいというのでは、これは、やっぱり私は、若い人たちの将来には、なかなかつながらないというふうに思っております。

ですから、その人たちが、みんな、どんな活動をしてくれるか、それは、個人の、また、差がありますしね、わかりませんが、できる限り、これまでのやってきた5人についても、自分のそれぞれの希望を聞きながら、そうした研修したり、いろんな資格を取らしたり、取ったりということも、支援してきましたから、今回も民間のところで働いてやってくれるようにしておりますし、また、コバコのほうでも、いろんな、そういう起業についての相談をしながら、何を、じゃあ自分が、この3年間で経験し、また、勉強していったらいいかというようなことも、そこで、自分なりに、当然、勉強しながらやってくれと思うんですけどもね。

今現在の地域づくり協議会の人手が足りないからとか、事務的なことができないからというところへ、その者を派遣するということは、これは私はできないというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 今、町長のおっしゃるとおりで、下働きだとか、補助的な仕事ということでは、全くありません。

で、私が昨年聞いている地域づくり協議会に、地域おこし協力隊を派遣してほしいというふうな形で言っているところは、やっぱり真剣に、いろんなことを考えておられましたので、そこは、どこに配属になるかというようなところはありますけれども、その派遣を希望する地域づくり協議会は、それなりに、将来のことについても考えてされているというふうに思いますので、そういうところを、ちょっと念頭に置きながら、派遣については、1カ所という形ではなくて、やっぱり、そういうところに派遣して、さらに地域のことがわかるという形になればいいなというふうに思いますし、そのことについて、再度、お聞きしたいんです。そういう形は、まだ、具体的には、お考えはあるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 担当のほうで、いろいろと、どうかかわってもらえるのかということ、具体的には考えてくれていると思いますけれども、今、私が、イメージしているのは、通常は、そうした、いろんな自分のやりたいようなことを、取り組みながら、地域のそうした、例えば、地域づくり協議会で、年間、いろいろな活動をされています。そういう活動の中に、一応、かかわって、それをイベントなり、そういう時に行くという程度のかかわり方だというふうに、私は、感じております。

そんない地域ミッションで、そこに専従で、そこを一緒に担当して、地域づくりの、いろいろと、そこで、皆さんと、その地域の、今回、あり方、今後の計画とか、いろんなのをつくるわけですけれども、そこまで専従的にかかわっていくところまでは、なかなか、本人もできないんじゃないかと思ったり、それはまた、状況を見ながら、また、担当者が、その隊員との話し合いをしながら、柔軟に対応をすればいいなというふうに思いますけれども、私が、ここでどうしますということまでは言いきれませんが、イメージ的には、そんなイメージをしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） 最後に、兵庫県版の協力隊ですけれども、創設初年度ということで、まだ、確か枠があったというふうに思うんですけれども、これは、追加で例えば、もう1名、2名というふうなことは、お考えではないですか。いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 県版の地域おこし協力隊につきましては、先ほど、制度的な説明はさせていただいたところではございますが、町も、やはりこの隊員を雇うに当たりましては、4分の1の負担が必要になってまいります。このあたりは、国の制度と大きく違

うところでございます。

そういったところもございまして、今のところにつきましては、県版の協力隊につきましては、今後、募集する予定は置いておりません。

地域おこし協力隊につきましては、考え方、先ほど、町長、何度も言っておられますけれども、やはり3年間という期間が終了した後、生業が見つかるような、そういう制度でないと、単に、手伝ってもらっただけで3年で済めば、町外へ行ってしまわれる。もしくは、その時点で、新たなことを、何かを見つけなければならないというような、そういったことでは、雇う側としても責任が果たせないのではないかという、そういう考えのもとで、現在、雇っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利一志君。

6番（廣利一志君） ぜひ、今年度採用の3名プラス1名の地域おこし協力隊が、この3年間終えて、ここに在住する形で活躍する地域おこし協力隊に続いて、また、新しい風を吹き込んでくれたらなというようなことを思っておりますので、最大限の支援をして、我々もですけども、全町民でしていきたいなというふうに思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 廣利一志君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後3時40分からとします。

午後03時26分 休憩

午後03時40分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩と解き、会議を再開します。
8番、石堂 基君の発言を許可します。

〔8番 石堂 基君 登壇〕

8番（石堂 基君） 8番議席、石堂です。

私は、今回、養護老人ホーム朝霧園の運営について質問をいたします。

養護老人ホーム朝霧園については、建設当初から相当の経年があり老朽化はもとより居住性や安全性の課題も多くあり移転新築が課題でしたが、本年度並びに来年度の継続事業として行なわれることとなりました。

養護老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設であり、65歳以上で身体・精神に障害のある方、また、環境上の理由・経済的な理由から居宅で生活が困難という方が入居できる行政の措置施設です。

本町の朝霧園も設置当初から、旧佐用町はもちろん旧佐用郡の3町や近隣自治体からの

要望にも応え措置施設としての機能を十分に果たし、近隣自治体にとっても非常に有益的な施設として、これまで運営されてきました。

近年では、介護保険事業のはじまりや老人福祉法の改正等によって、要措置者の動向はほぼ横ばいとなっていますが、地域にとっては欠かすことのできない施設であり、今回の移設新築後も社会変化に対応した継続的な運営が望まれるところです。

そこで、次の項目について伺います。

①点目、入所者の高齢化に伴う介護対応や認知症対応をはじめ障害や精神疾患等を持つ入所者が増加傾向にあり、従来の見守り支援以上の対応が必要となっていますが、職員の配置基準で課題はないのか。

②点目、こうした多様なニーズに対応するため専門性の向上を図る必要があるが、職員の研修派遣等は十分に行なわれているのか。

③点目、配置基準の構成は、生活相談員 2 名、支援員 4 名、看護職員 1 名、栄養士 1 名、調理員、事務員、医師等必要に応じとなっていますが、専門職の確保は今後也十分に見込めるのか。

④点目、地方分権・一般財源化によって、各施設とも施設整備や運営が非常に厳しくなっているが、財政的な今後の運営課題はないのか。

⑤点目、今回の移転先は、老人施設や障害者施設と近接するエリアであり、福祉ゾーンとしてのイメージも期待できる中で、朝霧園の役割は、今後、変化していくのか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、一般質問、最後の質問者でございます石堂議員からの養護老人ホーム朝霧園の運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用朝霧園のこれまでの経緯と現状について、改めて、少し、ご説明をさせていただきます。

佐用朝霧園は、昭和 30 年に生活保護法に基づく定員 30 名の養護施設として、佐用町の円応寺地内に設立をされたものであります。その後、昭和 54 年に現在の平福へ移転して、定員 50 人の養護老人ホームとして、生活環境や経済的な理由などにより、居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対して、居住支援と生活支援を中心とした支援を行ってまいりました。

平成 7 年には、建物の大規模改修工事を行いました。建設当初から 40 年が経過をして、経年劣化が原因とする施設や設備の不具合がたびたび発生をして、修繕費もかさんでいるところであります。

また、居室が 2 人で 1 部屋ということで、1 人部屋でないなど、現行の施設基準には合わないところも当然あります。狭い廊下やトイレ、浴室の段差など、入所者が日常生活を送る上で、非常にプライバシーも保てず、改善を図るべき箇所も多くあるということで、そのために、新しい施設の建設を計画を、これまでしてきたところであります。

このたびの新しい施設の計画につきましては、高齢者福祉施設としての充実を図り、入所者が快適に生活ができる環境を整備しようとするものでありまして、施設は現在の地から南光地域の林崎に、新しい土地を求めて、今年度から来年度にかけて、これを建設をしようとして、今、事業を進めております。

それでは、まず①点目の入所者の高齢化に伴う介護対応や認知症対応をはじめ、障害や

精神疾患等を持つ入所者が増加傾向にあり、従来の見守り支援以上の対応が必要となってくると思うが、職員の配置基準で課題はないのかということについてのご質問でございますが、本年5月末現在の入所者は32人で、うち1人は入院中でございます。平均年齢は83歳ということで、入所者のほとんど全員が何らかの身体的、また、精神的な疾患を患っておられまして、歩行が困難な方や、軽度の認知症などにより、食事や入浴の支援やおむつ換えなど、支援員の仕事量や負担が年々増えている状況であります。

養護老人ホームは、本来は、自立した日常生活を送ることができる高齢者が入所できる施設であり、介護度の重い認定を受けている方は、原則としては、特別養護老人ホームなどの介護支援施設への措置替えを実施することとなることでありまして、これまでも、けがなどで病院へ入院され、その後、要介護状態となられた入所者が特別養護老人ホームへ入所替えをされたというケースも、当然、ありました。

しかしながら、多くの入所者やご家族の方は、朝霧園での生活の継続を希望されており、より高度な介護が必要であるかを勘案しながら、入所者の心身の状況に配慮して、現状の人員配備体制により運営をしているところでございます。

次に、②点目の多様なニーズに対応するため、専門性の向上を図る必要があるが、職員の研修派遣等は十分に行われているかということでありまして、通常の業務に必要な資格取得、また、研修につきましては、機会をみて履修をし、職員の資質向上に努めているところであります。平成30年度につきましては、養護ケアハウス研修、認知症機能訓練基礎研修をそれぞれ1名が受講をしているほか、県老人福祉事業協会の主催する研修会や講演会などにも参加をしているところであります。社会状況の変化に即応する業務体制や入所者の状況に応じた適切な対応を行うため、養護老人ホームの職員には専門性や多様性がますます求められてきますので、積極的に研修に参加をして職員の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

③点目の配置基準の構成は、生活相談員が2名、支援員4名、看護職員1名、栄養士1名、調理員、事務員、医師等、これは必要に応じて、今、嘱託でお願いしておりますが、そういう形になっておりますが、専門職の確保は、今後、それぞれ見込めるのかということでございますが、職員の配置基準につきましては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づいて、施設長、生活相談員、支援員、看護職員、栄養士、調理員、事務員、夜間支援員などの職員をそれぞれ配置し、現在のところ、配置基準を満たしておりますが、全てが正規職員を配置するまでには至っていないために、非常勤職員を複数雇用するなどして対応をしているところでございます。

施設の移転を機に、よりきめの細かい対応ができるよう支援体制を整えたいと考えておりますが、佐用町内をはじめ近隣市町、自治体においても、軽費老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者施設や、特別養護老人ホームなどの介護支援施設などの整備が進む中で、介護職員、看護職員などといった専門職の人材が非常に不足しているという厳しい現状があることもご存じのとおりであります。

ここ数年も非常勤職員を募集しておりますが、応募がないというような状況も続いておりまして、退職職員の再雇用や民間施設の退職者を雇い上げるなどをして、何とか人材の確保に努めているという状況でございます。

④点目の地方分権・一般財源化によって、各施設とも施設整備や運営が厳しくなっているが、財政的な運営課題はないのかということでございますが、石堂議員がご指摘のように、養護老人ホーム保護費負担額は、平成17年度の三位一体改革による一般財源化によって、市町村へ税源移譲がされ、国及び都道府県の負担義務が削除されております。

このため、老人保護措置費と特別会計繰出金を一般会計から支出をすることにより、朝霧園特別会計の予算執行をしておりますが、平成29年度決算で、朝霧園特別会計の総額

が約1億890万円で、その財源として、措置費として佐用町分が約9,091万円、他市町分が約515万円、一般会計繰出金は約1,264万円、寄附金その他の収入が約19万円というふうな内訳になっております。

入所者から徴収する費用負担額が1,942万円を差し引きますと、町負担額は8,413万円となりますが、このうち、基準財政需要額として約7,200万円が交付税算入をされておりますので、実質的な町負担は約1,213万円というふうになっております。

移転後は、施設規模が大きくなることから施設維持管理経費などの固定的な経費の増加も見込まれて、一層の経費削減と効率的な運営が必要になるものと考えております。

最後に5点目の今回の移転先は、老人施設や障害者施設と近接するエリアであり、福祉ゾーンとしてのイメージも期待できるのではないかと。その中で朝霧園の役割は変化するのかということについてでございますが、佐用朝霧園が移転改築をいたします移転先は、社会福祉法人平成福祉会が運営をされております介護老人保健施設のハイム・ゾンネと、障害者支援施設シャインが立地しているところでございます。

平成福祉会では、「地域社会とを共有して地域とともに歩む」を理念の1つに掲げられて、夏の納涼祭や保育園児との交流、給食の地産地消の取り組みなど、地域と交流をしていただいて、大きな貢献を果たしていただいております。

佐用朝霧園につきましても、入所者の安全面や他の施設の運営などに配慮しながら、こうした行事などでの交流や連携など、つながりを持つことができれば各施設にとっても、お互いにプラスの効果が現れるものと期待もしているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、介護老人保健施設、障害者支援施設と、佐用朝霧園との入所要件や対象者は、当然、異なりますが、入所者の心身の状況の変化により、近隣施設を利用するという新たな選択肢も出てこようかと思っておりますので、相互に利活用ができる体制ができれば、また、それぞれにとっても有効的であるというふうに考えております。

このように、新しい設備を備えた施設が建設されますので、周辺施設と連携を密にして、高齢者や障害者を支援する福祉施設の中心的な役割を果たしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご支援とご協力をお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂 基君。

8番（石堂 基君） まず、再質問をさせていただく内容で、少し、質問のほうで回答もありましたけども、職員体制ですね、配置基準、十分に満たされているのかということで、相当な努力の中で、その配置基準は満たしているという答弁だったというふうに思います。

少し、数字的なところ、ニーズ的なところを確認したいので、担当課長のほうに伺わせていただいてもよろしいですか。

町長（庵逄典章君） 私が、答えることは答えます。

8番（石堂 基君） わかりました。失礼しました。

職員体制について、それぞれ配置基準の名称で何名ということで、基準だけは申し上げさせていただいて、それを満たしているということだったんですけども、実際、今現在の職員構成ですね。役職的に、あるいは職名的に配置基準に見合うものは、そこで言うて

いただいたらいいんですけれども、それぞれの役職、職名ごとの人数、そして、その全員の中の正職員、それから臨時職の人数割りですね、例えば、生活相談員の中で、何名が正職で、何名が臨時でとかというのは要りませんけれども、職員全体の中で、正職何名、臨職何名というふうな形での数字を教えてくださいのと、それと、その研修内容についても、先ほど、少し、町長答弁の中にもあって、記入というか記録はしたんですけれども、実際に、延べの日数ですね、研修と称するものの、大体わかれば、延べ日数等、研修に要した延べ日数、そのあたりも少し教えていただけたらありがたいのかなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 職員の実数とか、そうした内容につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせますけれども、その前に、私が答弁しました中で、実際、設置基準には合致しているということを申し上げましたけれども、少し、理解を深めていただくために、少し説明を加えさせていただきたいんですけれども、現在、31名。そして、入院者がいますので30名ということで、このところ入所者が非常に定員50名からして少ない状況が続いております。

そういうことで、50名の入所者がある基準による職員の配置という形になっておりますので、その中で、30名という一番、今、少ないんですけれども、これまでも40名を切るような状態が、ずっと続いて来たと、そういう状況で、職員のほうも、一人一人においては、介護が必要な入所者、当然、通常であれば、措置替えによって、そうした特別養護老人ホーム等へ、本当は措置替えをさせていただきなきゃいけない入所者でも、朝霧園の中で、ずっと介護、支援をしてきたと、そういう実態があるということ、ひとつ認識いただきたいと思います。

ただ、今後、そうした新しい施設になった時に、皆さんが使いやすい、また、明るい施設になりますので、そして1人部屋になって、そうしたプライバシーも、きちっと確保されると、入所希望があったり、そちらを選ばれるということで、たくさん50名の入所者に近いところに増えますと、今のような状態のままで、50名になってくると、とても職員としては、なかなか対応ができないという事態があるのではないかなという、私は、懸念をしております。

そういう意味では、当然、その基準に基づいて、逆に、措置替えをして、必要であれば、そういう状況になれば、それぞれ介護保険が使える介護施設へ措置替えをしていくというようなことも、運営の面ではしていかなければならないというようなことも、私は、考えております。

後の、先ほどの質問については、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） それでは、私のほうから、現在の佐用朝霧園の職員の状況についてお知らせをさせていただきます。

まず、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準というのが厚生省令で出ておりまして、その基準を満たしております。

全体の職員数が、現在 22 名。そのうち、正規職員が 7 名。非常勤職員が 15 名ということで、非常勤職員のほうが、全体の 68 パーセントを占めております。

職種ごとでございますけれども、園長が 1 名、それから、副園長、この副園長につきましては、管理栄養士を兼ねてございます。それから、生活相談員が 2 名、支援員が 4 名、そのほかに夜間支援員が 3 名、准看護師が 1 名、調理員が 6 名、事務員が 1 名、それから、宿直代行員が 3 名。それと、あと医師は嘱託で佐用共立病院のほうにお願いをしているという状況でございます。

職員の研修の関係でございますけれども、先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、平成 30 年度につきましては、養護ケアハウスの研修。それから、認知症機能訓練基礎研修。あるいは、県の老人福祉事業協会の主催する研修等に出席をしております。こちらの研修につきましては、1 日日帰りの研修ということで参加をしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8 番（石堂 基君） はい、ありがとうございます。

私、職員の配置基準、満たしているのか、いないのかという話ではなく、これからお話をさせていただきたい。

実際には、私も朝霧園の職員体制というのは、決算書、あるいは予算書等で人員のほうの、人件費の関係で人数を把握するぐらいで、詳細にはわからない。

ただ、全体的に、じゃあその十分に満たされているのか。あるいは、特に専門職に対して、今後の確保等が順調にいくのかというふうな問題提起も、ここの場でしながら、させていただきたいなということで、確認をさせていただいたところです。

養護老人ホームというのは、冒頭に申し上げましたように、従来、私たちがイメージする老人福祉施設とは、若干、異なるというんですか、従来、もともとは、生活保護法なんかから端を発したようなもので、なかなか一般の方にも理解されていないところもあるかなというように思います。

でも、施設実態として、入所者が現状では、32 名程度、去年の決算の時に 38 名ということで、ここ数年、40 名を切っているんやということでの説明があったかと思います。

私たちが承知している感では、フルに 50 名の入所を満たしているような状態。さらには、デイなんかの利用もあったというふうに思っていたんですけども、この特に、介護保険等が、いろんなさまざま事業展開していく中で、入所替えて言うんですか、頭から、そういう養護老人ホームじゃなしに、そういう介護施設にというふうなことでの、ある程度、そういうふうな人の動きも、措置者の変化というのはあるかなというふうに思います。

ただまあ、言っても、この施設が、やっぱり私、町にあることに非常に大きな意味があるというふうに思っていますし、さらに言えば、今回、移設、新築、建て替えということで、今後、40 年間なり 50 年間なりは後で、養護老人ホームを柱として、運営を町が責任持ってやっていくという観点から、今回、質問をさせていただきました。

今現在の朝霧園の状況ですね、そうしたことを個別に、実際、職員数が何名ということで、お伺いしたんですけども、これ多分、配置基準というのは、厚生省が長らくさわっていないもので、現実には、僕、合わないと思うんですね。

うちの朝霧園が人数少ないんや、多いんやという話じゃなしに、やっぱり今後の体制いうか、運営を確保していく上で、少し共通理解をしたいなということで、いろいろと調べさせていただいて、なかなかすぐに理解をしていただけるような資料が、なかなか出てこ

なくて、少し古い内容なんですけれども、こういう養護老人ホーム施設関係の協議会が、全国の 900、1,000 を切るぐらいの施設があるんですけれども、そのうちの約半数、500 を抽出して、そこで実態調査、それを行っているので、まず、その数字だけ、養護老人ホームの実態を理解していただくというのか、共通理解したいので、実態だけ、少し、この数字を紹介していきたいなというふうに思います、

利用者のほうの平均年齢というのは 82.2 歳、先ほど、答弁にもあったとおり、80 歳以上が 6 割、70 歳代が 3 割、残りの 1 パーセントに満たない程度が 69 歳以下ということで、かなり高齢者、長期の入所者に偏ってきているというふうな数字が出ています。

それと、もう 1 つは、その利用者の中で、手帳なんかの、あるいは要介護認定なんかの状況ですね。手帳のほうは、ちょっと省略をしますけれども、利用者の中の要介護認定の状況から言えば、要支援、あるいは要介護 1、2。要介護 3、4、5。このあたりだけで、50 パーセントあるわけですね。利用者の中でも、全く介護認定のほうの申請をしていない人、これが現状では、介護が必要がないのかしていないのか、あるいは、してもこの施設を動かない。今さら、介護認定を受けて、ほかのところに移らない、そういうふうな方も含めてだと思えるんですけれども 35 パーセント。約 10 パーセント未満の方が、この要介護認定の非該当ということになっています。

次に、ちょっと、先ほどの介護認定の状況なんかとも、イメージが重なってしまうんですけれども、認知症の関係での自立度ですね、これは、認知症の判定基準の中で、5 段階、自立をのけて 5 段階あるんですけれども、そのうちの 3 以上、要は、介護が必要な方、日常生活で支障を来す症状なんかがあって介護が必要な方とか、著しい精神障害とか問題行動なんかで介護が必要な方とか、そういうような方も含めて、介護が必要な方というのが 3 割。それ以外の 7 割の方っていうのは、何らかの形で、見守り支援であるとか、生活支援であるとかという中に認知症の症状があるので、そういう支援が必要ですよという方ですね。そういうふうな、利用者さんの実態になっているということ、まず、説明をさせていただいて、なぜ、この数字なり、利用者さんのほうの実態を申し上げたかという、今現在の職員数の中で、私は、十分に配置基準を満たしているというふうに思います。定数 50 名に対して、利用者が 30 名弱であれば。

ただ、この配置基準自身が、もともとは、これは担当課長はご存じだとおもうんですけれども、15 名基準といって、15 名に対して幾ら。逆に言えば、例えば、見守り支援にしても、生活支援にしても、1 人の職員がその利用者さんに対して何分間かわれるかという、これがベースになっていると思うんですね。

で、基準で言えば、30 分間だと思うんです。15 対 1 の配置基準というのは、1 日 8 時間労働でいけば、1 人の相談員なり見守りが、1 人の利用者さんに対して 30 分。

でも、先ほど申し上げた、利用者さんの今の入所実態から言えば、介護が必要な方、認知症の関係で自立を促すのに、それに介護、それから見守りが必要な方、こうした人らを見ていくのに、当然、国が定めている 30 分だけでは足りないわけですね。

この最終データを、ずっと計算すると、生活指導員なり見守りをしていく中で、40 分かかるんですね。40 分必要だということです。逆算すれば、10 対 1 の配置基準ぐらい。10 は、ちょっと言い過ぎかな、11 対 1 ぐらいの配置基準になっちゃう。

現場は、今、それぐらいの状況に置かれているということ、僕らはしてほしいし、当然、把握されていると思うんですけれどね。配置基準を満たしているからということで、十分に職員体制が整っているではなく、その中の利用者さんというのは、答弁の中にもありましたように、当然、介護度の度合いから言えば、措置替え等でほかの施設に行ってもらってもいいんですけども、ケアカンファレンスの中で、家族なりとの話、あるいは本人の意向も含めて、引き続き朝霧園でお世話になりたいということ、希望されるので、そのま

ま利用されている。

利用されている以上は、その見守り支援とか、生活支援を充実させるために、職員は、やっぱり一生懸命かかりますよね。となれば、1人当たりに対する時間もとられていて、その分が、職員の労働時間の中でへずられていく。へずられていくというのは、逆に言えば、ほかに充てれる時間が減っていくということで、そういう意味では、今の朝霧園の運営現状というのは、僕はこれ、全国平均の数字で、先ほど述べただけなんですけれども、決して、うちの朝霧園もこうではないというふうには言いきれなくて、むしろ、今の体制の中で、職員の方が、非常に頑張っておられるんだろうなというふうに思います。1点は。

で、そこは、そこで別に褒めるわけじゃなしに、当たり前なことなんで、ただ、これが先ほど、町長も答弁されたように、新しい施設になった時に、利用者の動向というのは、若干変わってくる。新たに、希望される方が増えてくるだろうとかといった時に、すぐ、それを満たすだけのスタッフが確保ができるかという懸念があって、この質問に行きついたわけなんですけれども、それは、先ほど言われたように、ある程度の利用者の増というのは見込める。ただ、それに十分満たされるだけの職員の体制の確保というのが、でき苦しい状況にあるというふうに考えられているようですね。

で、当然、町長もご存じだと思いますけれども、町内の各福祉施設等でも、今、この人員確保というものが非常に大きな課題になっています。現状でも不足している中で、これが2025年、私から上の方が、いわゆる75歳を超える時に、一番、介護職なり、そういうふうな方のスタッフの人員がいる時に、その時には、当然、町内のどう考えたって、スタッフの確保が全施設難しいだろうというふうに言われております。

このあたりを、どういうふうに、町の施設運営の責任として、人員を確保していくのか。今の段階で、こうやりますと言えないと思うんですけれども、それなりの覚悟なり、それなりの方針ですか、施設を新たに立ち上げること、移設するわけなんですけれども、それにあわせて考える必要が僕はあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、今、介護保険というものができて、そうした介護の必要な介護サービスについては、その介護保険制度の中で運用しているわけです。

養護老人ホームというのは、介護保険外なんです、これ。しかも一般財源化して、町に移管されて、町としても、当然これ、財政負担を介護保険とは別に、一般財源で負担をして、運営をしているというところがあります。

これまでの運営において、職員も非常に努力して、今の設置基準の職員数の中で、何とか、皆さんを運営してきた、お世話してきたという実態があるんですけども、今度、新しい施設になった時に、1つは、まずは、これまでの運営についての見直しも実際しないとやっていけないだろうなという思いはあります。

ということは、定数が、本当にどれぐらいの利用者が希望者があるかもしれませんが、その希望者の、利用者の、その希望に全部わかりましたということで、応えていくということは、制度上は、これ本当に難しい。また、財政的にも難しくなるということで、それは、ひいては職員の体制についても、これは朝霧園としては難しい。

だから、先ほど、石堂議員が言われた、今までの制度、制度上、設置基準で1人当たりどれぐらいかかわって、なっていくと、職員1人当たりの非常に負担が大きいと。それは、

1つは、一人一人の介護の状況、身体の状況によって、当然ここは大きく逆に増えていくところなんですよね。

だから、そういう面で、本来の養護老人ホームというものを基準に、まずは、考えざるを得ないだろうと思います。

特に、これまで、入所者が減っているという1つの要因は、たくさんいろんな施設ができたということもあります。そういう中で、現在の朝霧園が6畳の1部屋に2人ずつ入居するという、このへんが、家族にとっても、入居者にとっても、やはりプライバシーも、なかなか保てないような、また、古い施設になっていますから、新しいところで、きれいなところという、そういうところに施設を選択をされているところで、少ないというのが、1つの大きな原因だと思うんです。

これが今度の設計を見ていただいたらわかるように、非常に整備された個室で、生活のしやすい、当然、新築しますから明るい施設に、当然なります。

そうなった時に、そこを選択されて、入所希望がたくさん増えてくると、これは50人の定員のところ、昔のようにいっぱいいっぱい、なおかつ、どういう運営をしていくかということですが、デイなんかも、ショートも受けるようなことも考えるということになってくれば、今のような入所者の身体状況の、非常に介護が必要な、重い方、介護認定も、本来は受けて、介護保険で対応しなきゃいけないものまで、全く、介護保険を使わずに、町の財源で実際支援をしていくということ自体は、これは、なかなかずっと続けていくことは難しいと思うんです。

だから、そのへん、今から建設をすると同時に、現在の朝霧園の職員のみみんなも、新しい施設になって、そういう状態になった時に、どういう対応をしていくか。家族の方、また、入所者の方にも一気に、じゃあどこかへ出てくださいというわけにはいかないと思うんです。

でも、やはり、そういう状態にしていく努力は必要でありますので、あらかじめ、こういうふうになっていくとかいうことも予定をして、計画をしていかないと。そのことも、準備の1つではないかなというふうに思っております。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） 石堂君。

8番（石堂 基君） 一番にはスタッフ。2番には財源。

運営財源については、答弁にもありましたように、実質、現状では、1,200万円余りの単費を入れていくと。このことに単費を入れることによしあしとか、そんなことを私も全く言うつもりはありませんし、当然、利用者が、利用者という変な話ですけれども、要措置者が増えるということは、決して喜ばしいことではないんですけども、そういうものが出てきた場合に、必ず受け皿となる施設があるというのは、これは、住民にとって、地域にとって、非常にありがたいことだというふうに思います。

だから、今後の傾向として、この1,200万円の単費が、全く単費が、これが2,000万円になろうが、3,000万円になろうが、私は、40年間、50年間、朝霧園として町が責任を持って運営をしていくべきだというふうに思っています。

そこに切りかわる、このタイミングで、体制の見直しなりを図っていただきたい。ただ、それは、財政的な効率化を求めていって、運営の見直しを行うんじゃないし、本来の養護老人ホームとしての必要性ですね、生活支援、見守り支援、こうしたところに、もう一度立ち返る。入所、利用者の方の一定整理を行って、施設を変えるというふうなことも必要

になってこようかと思えます。

ただし、これは新規に入ってくる、いわゆる、その判定委員会で、いいか悪いかとかいう段階じゃなしに、既に利用されている方を施設を移すということで、相当、家族の方なり、本人なりとの話し合いというのが、カンファレンスが必要になってくると思うので、そのあたりは早めにやっていって、次の体制というものを早く整備していただきたいなというふうに思えます。

利用者も見込みとしたら、50人定員とすれば、多分、僕は、フルの入所希望というんですか、措置希望というんですか、そういうようなものが、当面出てくると思うんですね。

もう一度、今の現行のスタッフさんの体制を言いますけども、やっぱり定員50に対して30名でも、僕は現場は大変だと思うんです。

利用者さん、入所者さんのほうの介護、あるいは認知症の実態度合いを推察すると。だから、配置基準以上のスタッフ体制を整備するぐらいな、新しい運営体制の見直しというのは、僕は、ぜひやっていただきたいなというふうに思えます。

最後のお話というんですか、再質問なんですけれども、質問の一番最後のほうに、福祉ゾーンのイメージをということで、この福祉ゾーンという言葉自身は、町長もお話をされた記憶が僕はあって、そのことに対しての期待もあるんです。

で、従来の養護老人ホームの機能に立ち返るというだけじゃなしに、本来、この生活保護法で、この施設ができた時から、やっぱり、セーフティーネットの一番下のところなんですね。一番最後の受け皿だと、僕は思うんです。

養護老人ホームと、それから、障害者なんかの救護施設というのは。これが、町なり、行政なりの判定基準の一番下にあって、その段階の途中に、今の各福祉施設なんかが、介護施設なんかも含めてあるわけですから、本当に、困った時に、行き場のない時というものが、本来の養護老人ホームの機能ですから、そうしたこの利用者というのは、将来的に、僕は、一旦ここでは、介護保険であるとか、老人福祉法の関係の施設であるとかによって、移行はしていますけれども、やっぱり今の生活実態として、今後、新たな利用者世代が出てくる可能性というのは、僕はあると思っています。

そうしたところからも、この施設が、これから継続していくことの必要性というのは、すごく感じていますし、ぜひ町内で責任を持って運営してほしいというふうに思っています。

新たな、そうした利用者層の登場とか、あるいは、そうしたものへの変化とかということに対して、改めて、町長に、考えというんですか、そういうようなものを、将来的な見込みも含めて、最後にお答えをいただきたいなというふうに思えます。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、経過を申しましたように、昭和30年ごろ、この養護老人ホーム、養老院という昔名前で作られた時代から、非常に大きく時代が変わりました。そういう中で、一番大きなあれは、途中、介護保険制度ができて、こうした介護の問題については、その費用、財源としては、介護保険というものを中心に、これを運営をしていくという、こういう制度になっておりますので、ただ、やっぱり養護老人ホームを、本来、介護を受ける部分については、介護保険の給付を受けて、それを財源にしなきゃいけないというのも、本来、必要だと思うんですけれども、そのへんが、養護老人ホームの場合、昔から、それがずっと続いてしまって、介護保険からは別に、別途になってしまっ

たというところに、少し、ちょっと、同じ老人施設だとか、福祉施設だと言いながら、ちょっと、制度上の、私は、問題もあるというふうに思っております。

それから、今、石堂議員がお話のように、これは、もともと、そうした生活困窮したり、身寄りが、親族が亡くなったり、ひとりでは生活できない。経済的にも支援をしなきゃいけない。そういう方が、最後のセーフティーネットとして入所して、皆さんで支えるという、そういう施設であり、これがほかの近隣の市町にはないですね。

だから、やはり、旧佐用町からずっと、伝統的に町が運営をしてきて、それは、そういうことを利用された方にとっては、非常に感謝もされてきたと思います。

ここに入所、措置された方も、ほとんどの方が、最後まで、この施設で生活をされて、この施設には、その亡くなった後のお仏壇もあり、また、施設内には、そうした方の集めたお墓もつくっておられると、そういう施設なんですね。

ですから、そのへんが、非常に法律だけでは、割り切れないと言いますか、非常に家族、入所者においても、1つの家としてのよう感じにもなってきたところがあります。

そのために、先ほど申しましたように、なかなか、今度、今の職員も、本当は、介護度4、5ぐらいになられても、そのまま、その施設の中で、お世話をしていくという、そこで、非常にみんな苦勞をしております。

しかし、時代が非常に変わってきて、現在、入所される人なんかも、これまでのところ、私も見ていますけども、実際は、経済的には、かなり余裕のあるような方も、ひとりで生活することが不安ということで入所されると。

だから、これからますます、そういう面での入所が、希望が出てくるんじゃないかなと。

今、こうしたサービス付き高齢者向け住宅、老人施設とか、そういうところへ、皆さん、たくさん入所をされております。

ただ、サービス付き高齢者向け住宅なんかも入所している経費は、なかなか、年金だけでは足りないという方もいらっしゃいます。

そういう中で、この朝霧園が、どこまでそういう方々への支援が、対応ができるか。これは、人数にも限りがありますけれども、これまで、近年見ていると、そういう方の入所が、結構あるということなので、そのへんから見ていくと、今度は、逆に、やはり役割分担としての、そうした介護度が非常に重くなられて、自分で自立したことが、生活が、この園内でできないと、状況になられば、その介護施設、特別養護老人ホームとか、それから、病気によっては、老健施設。だから、そういう意味で、このハイム・ゾンネというのが、老人の、あそこに医者が常駐されて、老健施設が、ハイム・ゾンネがあります。

私は、そのへんが、自由に、そこへ行き来できるわけじゃないんですけども、医者も常駐されて、また、そうした受け入れが、手続きを踏んだり、状況によっては可能だということになれば、連携をして、そうした、それぞれの生活実態とか、また、健康状態を見ながら、運営ができるような施設にしていけるなというふうには思っております。

なかなか、それに必要な人材、職員、特に専門職ね、現在でも看護師の配置をしなきゃいけないんですけども、募集してありません。

何とか、今、他の施設で退職になられた方をお願いをして、今、臨時職員として勤務していただいておりますけれども、また、支援員についても、なかなか、それもないという中で、当然、そのへんは必要な人員の確保について、お互いに努力もしながら、運営、開設するまでも、これからも募集をしたりということで、今、栄養職員ですね、栄養士のほうの募集も、今年の募集をさせていただくということでしておりますので、職員の確保についても、できるだけの努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8番（石堂 基君） 最後に一言だけ申し上げたいというんですか、一般質問で申し上げて終わるというのも、ずるいんですけれども、実際には、養護老人ホーム自身、先ほど、答弁の中にもありましたけれども、旧来より近隣の市町村では、自治体として整備しているところは、相生市の愛老園ぐらいだというふうに、私、記憶しています。

上郡も、それから、たつのですとか、上郡のほうらいの里とかありますけれども、いずれも社会福祉法人が運営ということで、ほうらいの里は、もともと上郡町が自治体で運営していたんじゃないかなというふうに思っているんですけども、そういうふうな形に変わってきています。

全国の動向見ても、先ほどの調査にも少し触れてあったんですが、社会福祉法人なんか、いろいろなほかの福祉施設と併設しているところというのは、やっぱり例の一般財源化に伴って施設整備なりが、全くできなくなった関係で更新をしていない。要は、養護老人ホーム自身を廃止にしているところが、結構、今、増えてきているというふうにも言われています。

で、その実態からすれば、くどいようなんですけれども、私は、佐用町で責任を持って、40年間、50年間、新しい施設の運営管理を、ぜひ行っていただきたい。

ただ、その運営の方法については、先ほど、町長の答弁にもあったように、私は、近隣の福祉施設なり、障害者施設、あるいは専門職等々、これら協力できる部分、あるいは、任せられる部分、あるいは入所の際に連携できる部分というのは、多く出てくると思うんですね。これは、当然、相手方のあることですから、今後の課題になろうかと思いますが、いずれにしても、やっぱり十分に50名の定員枠を持って、それに対応でき、さらに言えば、職員が余裕を持って、そうした本来の機能である生活支援であるとか、見守りが、利用者、入所者の方に対してできるような、今現在もされているんですけども、本当に施設の更新とともに、そうした体制、運営スタッフの体制も、ぜひ充実していただきたいというふうに思い、そのことを述べて、一般質問を終わりますが、どうぞ。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、そうした地域の皆さんにとっても、この佐用町だけじゃなくて、この西播磨の中でも、そうしたセーフティーネットとしての養護老人ホームが、今後も、私も必要だという思いで、このたび、新築で改築を決断したということです。

ただ、この運営におきましては、それは当然、町も責任を持ちますけれども、運営の主体として、佐用町が、今、独自に、町職員という形で運営をしておりますけれども、これは、以前から申し上げているとおり、私は、やっぱり社協が、いろいろなデイサービスとか、そういう町内の福祉サービスの1つの核として存在して、取り組んでいただいております。

そうした中で、これからの佐用町の高齢化と、また、ひとり暮らしの方、そして、特に、山間部なんかで、ひとりでなかなか暮らせない、不安のあるような高齢者も増えてくるわけです。そうした見守り、そういうことも含めて、幅広い、そうした福祉サービスを展開をしていく上で、社会福祉協議会が運営の主体に入るといようなことも、以前から、これは検討するように指示しているわけです。

だから、そのへんは、開設の時に、その形で間に合うかどうかは、それは、ちょっと、まだ、わかりませんが、それぞれ社会福祉協議会、社協とも協議をさせておりますし、庁舎内での担当者のほうでも、その点については、いろいろと、これまでも勉強をしたり、どういう課題があるか。どういうメリットがあり、どういう問題が、逆にプラスがあるか。先ほど言ったような、プラスの面を、私は、非常に社協としては必要であると思っているんですけども、そういう検討もしておりますので、その点については、これは以前にも申し上げたことがあると思うんですよ。何ら、私の考え方、方針は変わっておりません。以上です。

8 番（石堂 基君） 終わります。

議長（山本幹雄君） 石堂 基君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

以上もちまして、本日の日程は終了しました。

お諮ります。議事の都合により、明日6月8日から10日までの3日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、6月11日、火曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時35分 散会